

海岸保全基本計画変更（案）に関する意見

整理番号	沿岸	区分	意見	回答（県の考え）	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容
1	1	全般	施設整備計画（案） いつかまた来る大津波に壊されるまで「日本丸ごと水族館」のイメージで大地や自然を享受したいものです。自然にはかなわないので、自然を畏敬しつつ…。諸条件を鑑みて、設置が可能な箇所、範囲や枚数はそれぞれ。海岸堤防（直立堤）において、巨大水槽の透明板状のものを使用し、額縁的な視界の保持や、借景的な景観を楽しめ、遮断感の解消を諮れる。観光のスポットとしても寄与できるのでは？	災害復旧事業のため予算などの制約があり、全ての箇所を実施することは困難ですが、気仙沼港朝日地区において実施しています。今後も地元からの要望を踏まえて検討してまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
2	2	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 「（１）海岸の防護に関する事項 ①東日本大震災を踏まえた堤防の高さ」についてですが、「海岸の防護＝国土保全」の印象が強いですが。東日本大震災後、地盤が沈下しており、否応なく国土が減少していると思います。だからといって、堤防で全てを囲むということには抵抗があります。その理由は、被災地の生活者は高台移転しており、生活者がいないところを守ることは、海岸の「環境」や「利用」を妨げるからです。その地域ごと、海岸ごとの話し合いを通して考えられるべきだと思います。生活者を守るための海岸の防護の必要性は理解できますが、そのための費用や財源、その後の維持費用などが知りたいです。生活者がいないところを守るための海岸の防護にどれだけの費用がかかるのでしょうか。いつ来るかわからない津波に対する費用を考えると、海岸の防護の有無や避難ルートの整備、その周辺の活用方法など、地域ごと海岸ごとの話し合いを通して考えられるべきだと思います。	頻度の高い津波には、海岸堤防を整備することにより、人命・財産や種々の産業・経済活動を守るとともに国土保全を図ることを以下のとおり基本方針としており、箇所毎に地域の皆様に丁寧に計画を説明し、了解を得ながら進めております。 ○ 海岸災害からの人命・財産の安全の確保 ○ 地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全 ○ 水産業、港湾、観光、レクリエーション等の沿岸利用と、自然環境の保全、国土保全との調和、地域振興への寄与	計画書へ記載しております	計画書（p18,p24）へ以下のとおり記載しております。 ◆海岸災害から人命・財産の安全の確保に努める ◆地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全に努める ◆水産業、港湾、観光、レクリエーション等の沿岸利用と自然環境保全、国土保全との調和を図り、地域振興の寄与に努める 海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与にも十分配慮するとともに、地域の人々の意見も反映して総合的に検討し進めていくものとする。
3	2	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 「②堤防構造の変更（粘り強い構造）」について、他にどのような構造があり、他の構造との（強度、費用、維持費用、問題点などをメリット、デメリットで）比較する表などがあるとよいと思います。	防潮堤の構造形式については、今次津波を踏まえた技術的な見地から、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるよう整備していくことが、国により基本方針として提示されたものです。費用や長所短所については、個々の海岸での立地条件により左右されますので、一律的な評価はできませんことをご理解ください。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
4	2	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 「（２）海岸環境の整備と保全に関する事項 ③海岸環境の再生・創出」についてですが、３項目目の「地域の自然環境等に精通している有識者等」と４項目目の「環境分野の専門家や学識者」の違いがよくわかりません。勝手な悪いイメージでは、３項目目の有識者等と協議・検討するもの、４項目目の専門家や学識者の助言で計画が進むように感じられます。両者が同席して協議・検討・助言がなされた方が明快ではないかと思えます。	海岸管理者としては、事業を実施するにあたり、特に環境面に關して有識者や専門家等のご意見を伺いながら進めていくという基本的なスタンスでおります。なお、専門家や学識者を有識者等に統一しました。	計画書へ記載しました	計画書（p33,p34）へ以下のとおり記載しました。 ○環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努める。 ○工事中における動植物等への配慮事例
5	2	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 「（３）海岸における公衆の適正な利用に関する事項 ①総合的・多面的な活用」では「検討・調整」、「②海岸愛護活動、啓発活動との連携や普及」では「連携」、「③快適性、利便性の向上」では「検討」「ニーズの把握」、「④防護面、環境保全面との調整」では「調整」とありますが、「②計画変更の流れ」のどの段階で行われるのでしょうか。すでに、「堤防ありき」の前提で進むのでしょうか。堤防ありきの前に、これらの「検討・調整」が行わなければならないと思います。	海岸事業を進めていくうえで、防護だけでなく環境や利用面とも総合的に調整を進めていくこととしております。なお、沿岸町の復興まちづくりとともに、水産や観光においても配慮することとしております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
6	2	三陸南	施設整備計画（案） 「（４）海岸保全施設の整備に関する事項」「施設整備計画（案）」について、「整備箇所整理表」の「１．海岸の特性」欄の「背後に集落が復旧される予定」を前提に「新たな堤防整備が必要」と書かれている。この前提である、「背後の集落が復旧される」が確定しないと、「新たな堤防整備が必要」の決定はできないのではないかと思います。予定で整備し、整備後予定と違った場合は、済まない規模の問題（費用及び期間など）が出てしまうと考えます。また、背後の集落が「高台移転」を含むのか、本当に農地の活用があるのかなど、その海岸ごとに確かめなければならないと思います。堤防整備が前提で、そのために作成された「整備箇所整理表」であり、上記項目で書いたように、すでに、「堤防ありき」の前提で進むのでしょうか。堤防ありきの前に、上記項目で書いた「検討・調整」が行わなければならないと思います。	被災市町の堤防背後のまちづくり計画や土地利用計画を確認し、必要な高さの堤防計画としております。なお、背後に保全すべき重要な施設等がなく、一定の条件が整えば原形復旧としております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
7	2	三陸南	施設整備計画（案） いまだに、堤防整備が十分に受け入れられていないと感じる報道や新聞記事、ブログなどでの書き込みがあふれています。それは、堤防整備が十分に受け入れられていないだけでなく、やはり行政の進め方（海岸によっては堤防整備ありきの進め方）が受け入れられていないのではないかと思います。住んで生活するのは、住民です。その住民の民意が受け入れられない進め方は、他の問題（行政不信や話し合いにかかる時間）を引き起こすものと思えます。説明会が平日の日中なども行政不信ととらえられるところではないかと思えます。ぜひ、地域住民の側にたって進めていただきたいと思えます。最後に、「宮城県沿岸懇談会」にて学識者へ報告し、意見聴取を実施したうえで、変更計画の策定を進めてまいります。」とありますが、学識者へ意見聴取し、住民の理解を得て、変更計画の策定を進めていかないと、上記の他の問題（行政不信や話し合いにかかる時間）を引き起こすものと思えます。ぜひ、このような問題が起きないように進めていただきたいと思えます。	貴重なご意見として承ります。お寄せいただきましたご意見について、今後も事業の目的、必要理由などを丁寧に説明させていただきます。一層地域の方と議論を深め、合意形成に努めてまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
8	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 基本計画が変更される前に、多くの地区で災害復旧の域を超えるレベル1堤防が着工している。計画変更はなぜ遅れたのか、変更前に着工することは問題ないのか、それぞれ県の見解を示してほしい。	今回の震災被害が甚大であるということ踏まえ、被災地の一日でも早い復旧・復興のためには海岸堤防の早期復旧が必要であると考えています。そのため、説明会等において地元で丁寧に説明を行い、合意を得られた箇所から順次復旧工事に着手し、同時並行での計画変更手続きとなっております。なお、計画変更前に防潮堤整備に着手する箇所については、市町のまちづくり計画と調整を図りながら、防潮堤の高さや構造などの考え方をわかりやすく説明し、地域との合意形成を前提として事業に着手していることをご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
9	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 堤防高を決める「せり上がり」について、現在の津波シミュレーションでどの程度の精度で対応できるか疑問である。せり上がりの計算方法と精度、各ユニットのシミュレーション結果を積極的に公表してほしい。	設計津波の水位は、海岸線に無限高さの壁を仮定して津波シミュレーションを行って求めた結果であり、「津波高さ」と「せり上がり」を分けて計算したものではありません。各ユニットの計画堤防高はシミュレーション等で求めた設計津波水位に余裕高を加えた高さであり、既にホームページで公表しています。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
10	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 各海岸の堤防の高さや位置、構造を決めるに当たり、レベル1津波のシミュレーションによって浸水するエリアを地域に示し、どのようなものを守りたいか、どのような地域にしていきたいか一緒に議論することが大切である。各海岸の想定浸水域・浸水深を公表してほしい。	レベル1津波に対しては、海岸堤防の整備により人命・財産や産業・経済活動を守ること目標としており、想定浸水域は海岸保全基本計画における「施設整備計画図」に受益地域として記載しています。	計画書へ記載しました	施設整備計画図に記載しました。
11	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 明治三陸津波のように103年に1回の平均間隔で発生する津波が、朔望平均満潮位で発生することを前提に、せり上がり分を完全に防ぐようにした上で、さらに1mの余裕高を設定することは過剰な対策と考える。余裕高については各海岸で地域と協議して選択できるようにしてほしい。	余裕高については、地殻変動、地盤沈下、堤防の沈下、異常気象による潮位の変動、その他計算上反映できない微地形による津波増幅等を考慮したものであり、地域的な差異をつけることは難しいことをご理解ください。港湾、漁港等で明らかに津波高の低減効果が見込める場合には、余裕高を設定しない場合があります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
12	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 近年発生せずに想定のままの想定宮城沖地震（運動型）は「比較的发生頻度の高い津波」から外すという選択肢を地元と与えてほしい。 想定宮城沖地震（運動型）について、政府の地震調査研究推進本部はどのような長期評価をしているのか、県民にしっかり説明する義務がある。宮城県沖と三陸沖南部海溝寄りの運動について、平均発生間隔は何年と想定してレベル1津波に組み入れたのか何う。	地震調査研究推進本部の長期評価では、地震発生間隔は、宮城県沖地震が約40年、三陸沖南部海溝寄り地震が約100年と想定されており、各々が運動して発生する可能性が考えられています。このことを踏まえ、国の通知では、中央防災会議や地震調査研究推進本部において、発生の可能性が高いとされた想定地震がある場合には、当該地震による津波高さのシミュレーションを用いて設計津波の水位を設定するためのデータとすることができるとされており、L1津波と捉えています。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
13	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 堤防の「粘り強い構造」は、海の埋め立てなど自然破壊につながる。比較的頻度が高い津波を防ぐ施設であるなら、堤防の耐用年数を高めるに超える発生頻度の低い津波に備えた過剰な構造は回避するか、回避できることを地元が選択できるようにしてほしい	東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会（中央防災会議）報告（H23.9）を受けて、海岸保全施設等の整備については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できる構造物として整備してありますことをご理解下さい。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	

整理番号	沿岸	区分	意見	回答(県の考え)	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容
14	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 土木学会論文集で発表された「越流を伴う巨大津波に対する海岸堤防の減災機能の検証」(https://www.jstage.jst.go.jp/article/kaigan/69/1/69_23/_pdf)で、堤防を整備することによって東日本大震災級の津波の浸水域が拡大する危険性が指摘されている。この研究結果に対する宮城県の見解、指摘されているリスクに対する責任を明確にしてほしい。	当論文には、堤防を設置することによって「浸水開始時間は遅くなり、ピークに達するまでの水位の上昇速度は低減される」「流体力が低減され被害は軽減される」ことが記述され、防潮堤整備によるメリットについても示されており、防災施設として必要なものであることをご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
15	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 堤防高を設定した「唐桑半島西部」で、鮎立漁港は高さの変更が認められた。計画変更で示されている計画堤防高一覧では、そのことを明示していない。計画変更でしっかり位置付けてほしい。	計画堤防高一覧表には基本となる計画堤防高のみを記載しておりますが、ご指摘の鮎立漁港については、整備箇所整理表に変更した高さを明記し、変更計画に位置付けております。	計画書へ記載しました	整備箇所整理表に記載しました。 鮎立漁港海岸鮎立地区 計画堤防高 8.10
16	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 堤防高設定について、唐桑半島東部の一部で比較的高頻度の高いとされる明治三陸津波が、頻度の低い「レベル2津波」に分類された。このことが堤防計画を決める地元説明会で十分に説明していないのはなぜだったのか理由を示してほしい。	唐桑半島東部の一部において、明治三陸津波のシミュレーション値が今次津波の痕跡値と同等となったため、地域海岸の計画堤防高設定ではその値を特異値として除外しております。このことについては、地元説明会において、計画堤防高の設定までの流れや考え方を説明しており、今後も必要に応じて丁寧な説明を行ってまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
17	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 設計津波の水位を前提に、「海岸の利用や環境、景観、経済性、維持管理の容易性などを総合的に考慮して堤防高を設定する」としているが、それぞれの海岸でどのようなデータをもとに判断したのか、堤防へ公費を支出する前に、その資料を公表してほしい。	堤防高は比較的高頻度の高い津波に対処できる防護水準を目標に、設計津波の水位を湾や海岸線の向きにより同一の津波外力を設定しようと判断される地域海岸ごとに設定し、それを前提に高さを設定しております。堤防高は一定の安全度を確保するために必要な高さを設定しておりますが、背後に保全すべき重要な施設等がない場合などは、既存施設の堤防高としている海岸もあります。また、海岸の利用や環境、景観については施工のなかで地域の皆様のご意見を伺いながら対応しております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
18	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 特殊な事情がある地区の個別の堤防高設定について、「堤防の高さを震災前の堤防(計画)高」とする区域とあるが、これは16年3月に策定した現計画で計画していたものの、震災時点で整備されていなかった堤防高(実際は無堤だったが、計画では3.12mの堤防を整備することになっていた場合など)を認めるのか県の考えを示してほしい。	被災市町の堤防背後のまちづくり計画や土地利用計画を確認し、今回設定した防護水準に必要な高さの堤防計画としております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
19	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 粘り強い海岸堤防のイメージとして、岩礁海岸に採用する直立堤の海側にコンクリートの「根固めブロック」が描かれていない。地元で開かれてきた説明会の内容と異なるが、これは別途対策をとる「地盤対策」になるのか伺う。また、根固めブロックを使用しないという選択肢があるのか伺う。	イメージ図として示しています。実際には堤体の構造形式や波浪等の条件により根固めブロックが必要になれば設置することになります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
20	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 現計画の基本方針では「地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全に努める」としているが、今回の変更でこの部分は削除されるのか伺う。また、全国第一位だった自然海岸比率が、計画変更によってどのような比率になるのか示してほしい。	今回の計画変更で削除することはありません。お伺いの自然海岸比率については、計画書において、「全国第7位(64.64%) (全国平均53.09%、1998:環境庁「海辺調査」)」と示しています。震災後のデータについては更新され次第反映させます。	計画書へ記載しております	計画書(p18)へ以下のとおり記載しております。 ◆地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全に努める
21	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 「地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進める」とある。このうち「材料」について、どのような工夫が具体的に行われているのか示してほしい。	材料の工夫としては、例えば、被覆ブロックに擬石ブロックや自然石を使用することも考えられ、特に景観等に配慮が必要な海岸において検討するほか、地下水層を遮断しないよう石材を使って透水層を確保するなどの工夫を行っております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
22	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 海岸環境の整備及び保全の基本方針の中で、「環境や景観への配慮については関係各市町のまちづくり復興の進捗を踏まえて、可能な限り対応していく」とあるが、これを「積極的に対応していく」と表現を変えてほしい。	環境や景観への配慮については、積極的に取り組みたいと考えておりますが、100%対応できないことも想定されるため、「可能な限り」という記載とさせていただきますので御理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
23	3	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 津波防災地域づくりに関する法律で、県知事には最悪の条件による津波浸水想定公表が義務付けられた。この浸水想定は、越水によって堤防機能がゼロになることも条件となっている。堤防計画は背後のまちづくりと密接にかかわるのだが、この浸水想定が公表されないまま、レベル1津波対応の堤防計画が説明されているのは問題である。堤防工事が始まった後に、この浸水想定を住民が知ることは、正しい判断ができたとはいえない。海岸保全基本計画変更の前に、宮城県は浸水想定を公表すべきと考えるが、県の考えを伺う。	浸水想定は、朔望平均満潮時に大地震が発生し、広域地盤沈降や最大クラスの津波が発生し津波来襲により堤防が破壊されるという設定で、津波浸水域を求めるシミュレーションを実施するものです。防災転移促進区域に指定された跡地利用計画が確定しておらず、建築物も含めた地物データが十分に把握できていないことから、浸水想定にはもう少し時間が必要と考えています。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
24	3	三陸南	施設整備計画(案) 気仙沼市唐桑町の鮎立港は、背後に集落が復旧する予定であることから、11.3mの新たな堤防が必要と記述しているが、気仙沼市が災害危険区域を指定したことで、比較的高頻度の高い「レベル1津波」の想定浸水域に民家は建たないものと考えられる。どのような根拠で「集落が復旧する予定」と判断したのか伺う。このように背後地の集落復旧の見通しが不明な海岸は他にもある。公費使用に当たり、状況を十分に調査し、不要な堤防を整備した場合の責任の所在を明確にしてほしい。	「集落が復旧する予定」と記載しておりましたが、背後に守るべき家屋が点在しているため、整備箇所整理表において「背後に集落が分布する」と改めました。なお、防潮堤の整備にあたっては、生命や財産等を確保する等の基本方針の元、土地利用計画と調整を図った上で、必要な高さの堤防を整備する考えですのでご理解願います。	計画書へ記載しました	整備箇所整理表を修正しました。
25	3	三陸南	施設整備計画(案) 気仙沼市唐桑町の小鮎漁港は、防潮堤を大幅にセットバックしたことにより、比較的高頻度の高い津波から守れる地域の範囲が少なくなった。特に南側の防潮堤は、背後地に守るべきものが見受けられない。こうした疑問があることから、費用対効果、宮城県として考える「守るべきもの」を明示してほしい。	南側防潮堤においては、津波来襲時に集落が孤立するのを防ぐために必要と考えておりますのでご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
26	3	三陸南	施設整備計画(案) 気仙沼港海岸気仙沼港の小々汐地区について、計画堤防高は7.2mとしたが、災害危険区域の指定によって背後地に集落が復旧する予定はない。背後地は崖であり、ほとんどの区間は高さ2.82mの原形復旧となった。全区間を原形復旧とするべきと考えるが、県として7.2m堤防を整備する理由、費用対効果、レベル1津波の想定浸水域を明示した上で、公費支出の最終判断をしてほしい。	当該箇所においては人家が存在することから、7.2mの堤防整備を行う予定であります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
27	3	三陸南	施設整備計画(案) 気仙沼市の片浜海岸、千岩田海岸、台ノ沢海岸、最知海岸は、堤防を前出して整備する。工事のための仮設堤防、工事用道路が必要になり、その分も海を埋め立てることになる。よって、それぞれの施設整備を行う上での配慮事項に「藻場の保全に努める」「工事後は仮設堤防と工事用道路を完全に撤去するか、藻場の形成につながる工夫を地元漁協と協議して実施する」と記述してほしい。このことは、堤防を海側に前出しする全海岸の配慮事項に記述してほしい。	堤防を海側に前出しする海岸について、藻場が存在する場合は、藻場の保全に努めること、また施工上、仮設堤防や工事用道路が必要となる場合は最小限とし、地元関係者と調整の上実施してまいります。	計画書へ記載しております	計画書(p31)へ以下のとおり記載しております。 磯や藻場等、豊かな自然環境の保護・保全に努める。
28	4	全般	海岸保全基本計画の変更骨子 震災後から特に、海の周辺は危険という認識も強まり、人もあまり寄りつかない状態でしたので、より安全に人が利用できる場にする為にも、レクリエーションの場や、利用マナーの啓発活動、環境・資源を守るという取組みには賛成です。	貴重なご意見として承ります。今後ともこうした取り組みを推進してまいります。	計画書へ記載しております	計画書(仙台湾沿岸p22,p23)(三陸南沿岸p36)へ以下のとおり記載しております。 (仙台湾沿岸) 3.2.2 環境に関する基本方針 3.2.3 利用に関する基本方針 (三陸南沿岸) 4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策
29	5	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 1・【防潮堤の高さを大前提とした基本計画変更に対して反対致します】 “基本理念「豊かで美しい三陸の自然を守り、安全で調和のとれた海岸づくり」” 素晴らしい理念だと感じます。不幸な震災があった日、悲しい出来事であったがこれをきっかけに子々孫々に出来事を伝えつつ、被災前より素晴らしい故郷の復興を誰もが誓い、豊かな海辺の生業の再生を明日への希望としていたのだと思います。 しかし、骨子で謳われているのはまず一番に、 (1)海岸の防護に関する事項であり、命を防潮堤で守るという考え方が第一優先になっているためにせっかくの素晴らしい理念と照らして違和感があるように感じます。 今、大切にすべきは、逃げ道、逃げ場を確保したうえで海辺に住む皆様の生業を尊重した、安全で豊かな(自然環境的に)生活の再構築と被災体験の継承であると考えます。	「豊かで美しい三陸の自然を守り、安全で活力のある海岸づくり」を基本理念とし、以下の3つを基本方針としています。 ○ 海岸災害からの人命・財産の安全の確保 ○ 地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全 ○ 水産業、港湾、観光、レクリエーション等の沿岸利用と、自然環境の保全、国土保全との調和、地域振興への寄与	計画書へ記載しております	計画書(p17)へ以下のとおり記載しております。 ＝三陸南沿岸の基本理念＝ 豊かで美しい三陸の自然を守り、安全で活力のある海岸づくり

整理番号	沿岸	区分	意見	回答(県の考え)	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容
30	5	三陸南	<p>海岸保全基本計画の変更骨子</p> <p>膨大な初期コストとランニングコスト、時間をかけて万能であると断言できない“コンクリート”を造るのではなく、悲惨な経験から学んだ「津波から逃げる」と言う共通の認識を持ち、継承できる町創り、村創りが最優先だと考えます。</p> <p>この事業は「町創り」なのであります。巨大な自然災害が発生する前提での海との共存について住民の皆様が丸ごとになれるような、若い皆様が夢をもって生活していけるような「町創り」をしなければ不幸にして亡くなった皆様が浮かばれないと思います。</p> <p>震災当時、非常に衝撃的なかつ、悲しく、恐ろしい津波被害の映像が毎日流れており、故郷を離れて暮らしている私でさえ精神的に不安定な状態で鬱を病むに至りました。そういう誰もが不安な状況の中でしたので、国や県の皆様の想いは「津波に打ち勝つ」と言うことであつたことは容易に想像でき、また、否定する気持ちはございません。非常に大切な考え方の一つであると考えます。</p> <p>しかし、被災したあの日より時間が経過する中で不幸にも被害に遭われた皆様の貴重なご体験や“絶対に大丈夫”と言われていた田老町での出来事を冷静に精査していく中で“防潮堤”にすべてを委ねる姿勢に対して疑問が出てきたはずで</p> <p>L1にしても、L2にしても統計的に発生頻度が求められていても、いつ発生するかわかりません。明日来るかもしれませんし、100年後かもしれない、もっと先かもしれません。4年前にL1が発生していますので次のL1以上が発生するのは計画している防潮堤の耐久年数を過ぎた後になる可能性のほうが高いとも思われます。</p> <p>以上の事から「防潮堤の高さを大前提とした基本計画変更」を行うのではなく町創りのイメージを共有しつつ、避難道、避難場所の確保をいち早く行った上での海辺の再生、そして津波の被害を「減らす」考え方を基本とする海岸の防護を検討していただきたく考えます。</p>	<p>比較的発生頻度の高い津波(数十年～百数十年)に対しては、防潮堤等の施設整備により人命・財産や種々の産業・経済活動、国土を守ることを目標として、市町のまちづくり議論などを踏まえて防潮堤の整備計画を行っています。</p> <p>また、最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用・避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する多重防御の考え方で減災を図ることをしています。</p>	<p>計画書へ記載しました</p>	<p>計画書(p18)へ以下のとおり記載しました。</p> <p>「比較的発生頻度の高い津波(数十年～百数十年)」に対しては、施設整備により人命・財産や種々の産業・経済活動、国土を守ることを目標とする。</p> <p>「最大クラスの津波」に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、土地利用・避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する多重防御の考え方で減災する。</p>
31	5	三陸南	<p>海岸保全基本計画の変更骨子</p> <p>2・【“計画変更の流れ”について意見いたします】</p> <p>1) 公聴会や説明会をオープンにするべきです。本骨子に記載されている「2 計画変更の流れ」についてですが、公聴会や説明会をオープンにするべきであると考えます。先日、気仙沼市で行われた本・変更(案)に関する説明会に出席いたしました非常にクローズな中で“免罪符”としての説明であったと感じるようなものでした。理由は、</p> <p>(1)説明会が平日であったこと (2)マスコミに対してカメラ撮影が禁止されていた事 (3)説明が丁寧ではなかったと感じたこと スライド表示されている資料は詳細な数字で、見えるわけのない細かさであった事などからそう、感じました。 (4)住民に対して役所の皆様の人数が多すぎ、しかも、我々の真横に勢ぞろいして“睨みを効かせて”のごとくの配置であったこと。・・・などだと思います。</p> <p>この問題は今後、三陸だけの問題ではなく、日本全国の問題になっていきます。また、都会に住む同郷の皆様や、海をはじめとする自然との共存の在り方を真摯に問いながら、より良い日本を創ろうとされている多くの皆様にも広く知っていただく必要があると考えます。広く知っていただき、広くご意見を頂く中で当事者には思いもつかないアイデアや気が付かなかった問題点を知る必要があると思います。</p>	<p>基本的には、オープンな場でみなさまのご意見を伺うという方針ですが、カメラなどを意識せずに自由なご意見を賜りたいということから、意見交換中のカメラ撮影などはご遠慮いただきましたことをご理解ください。</p> <p>今後も、よりオープンな雰囲気でご議論をしていただけるよう、説明会の開催日時や開催方法を考えてまいります。</p>	<p>計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます</p>	<p>計画書(p18)へ以下のとおり記載しました。</p>
32	5	三陸南	<p>海岸保全基本計画の変更骨子</p> <p>2) 「学識経験者」を推薦できるようにするべきです。「学識者等の意見を聴き・・・」との事ですが、具体的なメンバーを公開するべきです。また、広く推薦が出来るようにしなければ偏った意見の集約になると考えます。「防災」を専門になさっている先生方は構造的に大きな津波を防ぐためのご意見やお考えを前面に出されるでしょうし、生態系がご専門の先生方は如何に自然豊かな三陸の素晴らしい資産を残していくかを考えるでしょう。また、町おこしをビジネスで観る方であれば観光資産としての海と言う観点になると思います。大切なのは、住民の皆様がどのような暮らしを継承していきたいかということであり、それに沿った各分野の先生方がそれぞれの見地からお考えをお出しになれるような仕組みです。</p> <p>気仙沼が故郷ではないにもかかわらず、まるで気仙沼の人、いやそれ以上に情熱を持って日々ご自分のご専門の研究やお仕事での成果を惜しみなく復興に役立てるべく行動をなさっている素晴らしい先生方がいらっしゃる事にネットでのコミュニケーションをきっかけに出逢い、ご縁を頂きました。本当に涙が出るくらい暖かな眼差しでわが故郷を見つめ、例えば巨大な防潮堤に対する素晴らしい代替案をご提案なさっている皆様や、人生を掛けて日本や世界の海岸を守っていくためにご尽力なさっている先生方がいらっしゃいます。</p> <p>そういう素晴らしい先生方のご意見を謙虚に頂戴してより良い議論や検討会がなされるようになることを大きく期待いたします。</p>	<p>学識者等については、各分野で専門的な知識を有し、県内海岸の状況にも精通している方々や、海岸における地域活動に取り組んでいる方々を選任させていただいております。</p>	<p>計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます</p>	<p>計画書(p18)へ以下のとおり記載しました。</p>
33	5	三陸南	<p>海岸保全基本計画の変更骨子</p> <p>3) 再度、住民の意見を確認する場を設けるべきです。わたくしは埼玉県在住です。地元での公聴会や説明会などに参加した事があるわけではありませんが事実上は分かりませんが、三陸の防潮堤に関する勉強会に何度か出席したり、SNS等で漏れ聞こえてくる情報から察するに「住民合意」に問題がありそうだと感じます。</p> <p>一部報道のあった記事から「高校生の涙ながらの意見が大声でかき消された」と言うことも知りました。テレビ報道では震災直後はどうしてもお金が必要で土地の売却に応じたが、生活がある程度落ち着き戻した中でその地の将来を想ったとき、「間違いであった」と感じながらも大きな力に押し流されて何も言うことのできなくなった住民の方の苦悩も知りました。</p> <p>当時と今では大切なことの順番に変化が生じていると思います。皆さまは大きな自然災害に見舞われた場合の考え方も変わってきていると思います。また、今に至る間、多くの方が地震や津波などの災害に関する勉強を続けてこられました。必ず、震災直後は「価値観」「思い」や「考え方」に変化が出てきていると思います。</p> <p>是非、報道局に対してオープンにしたなかで、「小さな声を丁寧にすくえる“場創り”の専門家」を擁した中での公聴会や説明会を行い、「海岸保全基本計画」の再検討や実施を行う必要があると考えます。</p> <p>若い世代にも、将来、コミュニティでの大きな問題が発生した場合の対処方法を大人が正しく観て行く責任もあるはずで</p>	<p>県としては、地域との合意形成を図るために、さまざまな議論に努めてまいりました。色々なご意見をお持ちの方がおられますので、すべての方が納得いく結論を得るのは難しいのが現実ですが、少数のご意見も含めて出来る限り多くの住民のご意見に今後とも耳を傾けてまいります。</p>	<p>計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます</p>	<p>計画書(p18)へ以下のとおり記載しました。</p>
34	5	三陸南	<p>海岸保全基本計画の変更骨子</p> <p>■被災された皆様の想いを感じようとしたとき、結論や“形”を少しでも早く出したいことは国も県も市も町も、そしてその地を故郷とする人たちも同じだと思います。</p> <p>■しかし思うのです。L1もL2も本当はいつ来るかわかりません。明日かもしれませんし、何十年も先かもしれません。</p> <p>■だからこそ、逆に構造物を造ることを急ぐのではなく、皆さんが逃げられるようにすることを急ぎつつ、町の暮らしやコミュニティそのものを変えてしまう可能性のある事業は慎重に、丁寧にやらなければならぬのだと確信します。</p> <p>■さて、過去の事例で「奥尻島」ではどうなつたのでしょうか。皆さんご存知だと思います。</p> <p>■“モノ”を造ってしまった後の怖さは、それを違和感を持って感じている期間ではなく、時間の経過とともに「普通の景色」となってしまった時だと思います。</p> <p>■そうなつたとき、若者には普段であり、決めた大人には後悔だと思ふのです。そして大きな災害体験と海辺の生活が風化していくのだと思います。それがとても怖いのです。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。お寄せいただいたご意見については各海岸管理者で共有し、今後の海岸行政に活かしてまいります。</p>	<p>計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます</p>	<p>計画書(p18)へ以下のとおり記載しました。</p>

整理番号	沿岸	区分	意見	回答（県の考え）	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容
35	5	三陸南	施設整備計画(案) 各具体的な整備計画に対する意見は前述の「●「海岸保全基本計画の変更骨子への意見」に準ずる意見を有します。しかし、個々の計画に対する具体的な意見はそれを正確に表現できるだけの知識や理解力を持ち合わせておりませんので控えます。 一つだけ具体的に心配、あるいはおかしいと感じる事は、「国の防災集団移転促進事業にもとづいて高台移転への計画が定められ、かつ、気仙沼市条例に基づき災害危険区域に指定されて今後人が住むことが無い、また港湾などもないような場所に、貴重な自然や海辺の生業を破壊する懸念を抱えたと巨額な初期費用と地元負担の維持費をつぎ込んでまで大量のコンクリートを必要とする巨大な防潮堤を配する箇所が見受けられる事です。 どうか、「逃げ道、逃げ場所」の確保、そして、逃げる事の啓蒙と教育を最優先で行っていただき、防災は「減災」と言う考え方で捉え、そこに住む皆様がこの先何を残して行きたいかを軸に、生業に沿い、それを前提にした場合にはどのような仕組みやハードが必要かという観点での検討を行っていただきたいと切に願って止みません。	被災市町の堤防背後のまちづくり計画や土地利用計画を確認し、必要な高さの堤防計画としております。 比較的発生頻度の高い津波に対しては、財産や種々の産業・経済活動を保全する必要があることもご理解願います。 津波対策は、そこで働く人や訪れた人などのための避難路の確保やソフト対策も含めて検討を進めてまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
36	6	仙台湾	施設整備計画(案) 井土浦地区の海岸堤防が西側にシフトしているが、どのような理由か。【仙台湾沿岸】	この地区の海浜地形は東日本大震災の津波により大きく改変され、回復した海浜の汀線が陸側（西側）にシフトしたことから、その汀線に合わせてこのような計画にしています。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
37	6	仙台湾	施設整備計画(案) 南部海岸に整備するヘッドランドの数が減少しているが、侵食対策として十分なのか。【仙台湾沿岸】	河川流域・海岸域の土砂動態等を鑑み、学識経験者からの助言・指導を受けつつ海岸保全施設の計画見直しを行っており、今回の計画案で問題ないことを確認しています。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
38	7	全般	海岸保全基本計画の変更骨子 三陸南、仙台湾沿岸海岸保全基本計画についての意見です。防潮堤建設について、あちこちで住民と行政が対立している現状は当然ご存知と思います。 漁港など港湾の場合、海と人々の生業が密接に関わってきた経緯があり、「海が見えなくなってしまう」と住民が建設に反対、或いはその高さを低くするように願う例が多数です。 一方、干潟や湿地など、住む人間が居なくとも自然を育む生態系の好例が沿岸部で多々見られます。 こういった場所に防潮堤を建設すると、その後背地との関係性が遮断されてしまい、鳥類や生物の営巣活動が絶滅に追いやられます。 住民がいなければ反対する者もない、よって建設を急ごうというスタンスではなく、専門家などに防潮堤を建設することで起こる様々な影響を助言してもらってはいかがでしょうか。 これも恐らく話し合いはされているかと思いますが、未来へ続く話ですから、急いで物事を判断せず、人類をはじめ様々な動植物に配慮された海岸保全がなされることを切に希望します。 とりわけ蒲生干潟などの貴重な場所へは最大限の配慮とともに、防潮堤建設の更なる西側への移動、若い世代の意見考慮などを願う次第です。	防潮堤建設にあたり、動植物等への配慮事項について助言・指導を頂くため、各分野に精通した有識者等から構成される制度を平成25年に制定し、環境調査を実施しています。環境調査で確認された動植物について、有識者等から指導を頂き、保全対策を実施してまいります。 なお、蒲生干潟については、学識者や環境団体と意見交換をするとともに、地元住民に丁寧な説明を行い、干潟に極力影響をあたえない現在の位置となったことをご理解ください。	計画書へ記載しました	計画書（仙台湾沿岸p22、p41）（三陸南沿岸p33、p34）へ以下のとおり記載しました。 （仙台湾沿岸） 各箇所における自然環境（動植物等）への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 （三陸南沿岸） 環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努める。
39	8	三陸南	施設整備計画(案) 居住しております気仙沼大島地区、通勤および観光滞在(市外からの客入の案内含む)で利用します気仙沼市全域につき、私見を述べます。 津波防災は非常に重要であります。その際に、海岸のそばにいる人から、海が見えないということはあってはなりません。津波が来ているかどうかかわらず、逃げることはできません。まずは、人の命を守るという観点から、後背地と堤防の間に人の視線の高さ以上の擁地を形成することは不適切であると考えます。もし堤防を、本計画の通りの高さに建設するのであれば、後背地の高上げを必ずセットで行うべきです。また、奥行きに余裕のある浜の場合、海岸線から漸次地表をせり上げ、海へむかってゆるやかな坂を形成するような造成も提案します。海と人の営みとが一体化した美しい景観(三陸の宝です)を守ることができます。漁業と観光が気仙沼市の主要産業です。市のキャッチコピーは「海と生きる」であります。気仙沼市に限らず、三陸沿岸地域は海岸線の美しさ、漁業と人の息吹を感じられる風景にこそ魅力があります。これからの三陸地域の復興・存続をイメージするにあたり、計画のような高い防潮堤に閉まれた海岸線が続く無機質な風景は、あり得ません。	津波は昼夜を問わず、前兆現象もなく突然襲来する場合もあり、また、今次津波のように内陸まで遡上するなど、目視してからの避難しても間に合わないということもあります。このため、地震発生後は速やかに避難することが重要であると考えております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
40	8	三陸南	施設整備計画(案) 住民の多くは、提示されたような高さの構造物は作って欲しくないという考えを持っています。先日参加しました大島浦の浜地区の説明会では、防潮堤高さの変更・建設の是非を検討することは無いということで非常に残念でした。一方で、大島の中でも高い堤防を作らないと決まった地域があります。このままでは被災地域の経済活動が進みません。今一度、再検討の機会をいただきたくお願い申し上げます。	当該地区は、大島架橋のアクセス道路や、市の観光拠点施設などの計画もあることから、防潮堤を含め、市とともに一体となった施設配置計画となるよう調整し、今後住民の皆様にも防潮堤計画についてご理解が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
41	8	三陸南	施設整備計画(案) 予算や省庁の枠組みによる限界は理解はできませんが、三陸地域全体を包括的に再生することを目的として、柔軟な運用をお願い致します。 末筆になりましたが、行政関係者の皆様には、日頃のお働きに心より感謝申し上げます。皆様のご尽力が、住民にとりまして感謝をもって受け入れられる結果になることを切に願います。	貴重なご意見として承ります。 地域の皆様と合意を図り、今後もより良い復旧を進めてまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
42	9	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子 陸と海の境界部に位置する沿岸部や汽水域にはきわめて高い生物生産力と特異な生物相を有する生態系（干潟、塩性湿地、海草藻場など）が存在します。そこでは、様々な微細環境に特徴的なシギ、カニ類、貝類、ゴカイ類などの底生動物、塩性植物、魚類、シギ、チドリ類などの鳥類が生息しており、それらが生態系の様々な機能（水質浄化、水産資源の生産地あるいは稚仔魚の養育場、洪水や高潮の緩和作用、釣りなどのレクリエーションの場など）を大きく支えています。そのため、これらの生態系を保全し次世代に受け渡してゆくことは、長期的な視点からは、広く国民の生命・財産を守ることにつながります。東北地方太平洋沿岸の多くの干潟、塩性湿地、海草藻場では、底生動物が大津波によって一時的に消滅しましたが、その後、次第に回復してきていることが明らかになっています。しかしながら、大規模な復興工事のために、希少な底生動物の生育場所となる干潟や塩性湿地が、各地で消滅・改変の危機に瀕しています。 そこで、海岸生態系の保全にあたっては、防潮堤等を震災前と同じ場所に復活させる「原状復旧」を絶対的な前提としないで、可能な限りそれらを内陸部に移動させ、陸と海の境界部分に位置している重要な自然生態系の復元に努めることが必要です。被災地の干潟や塩性湿地では、津波による攪乱をほとんど受けず、高い種多様性が保持されているところが存在しますが、こうした場所は、近隣の干潟にとって幼生の供給源（ソース群集）として特に貴重であるため、その保全に万全を期すべきです（例えば松島湾など）。 また、震災後に新たに形成された干潟や塩性湿地も各所に存在する。こうした場所は、震災によって消失した干潟の生態系機能を補完するために重要なので、できるだけ維持されるよう、土地利用のあり方を吟味する必要があります。	復旧・復興に際し、防潮堤の計画策定にあたっては、干潟・湿地・藻場等の自然環境やその海岸利用に配慮し、各市町の復興まちづくり計画と調整し、進めてまいります。また、各分野に精通した有識者等から指導を頂き、保全対策を実施してまいります。	計画書へ記載しました	計画書（p22、p35、p38）へ以下のとおり記載しました。 3.2.2 環境に関する基本方針 4.3 海岸保全施設の整備における環境・利用への対応 5.3 自然環境を保全・創造する海岸づくり
43	9	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子 骨子では触れられていませんが、河川河口部の汽水域も生態系として重要です。また、陸域と海域を通じて生活史を全うしている生物については、生息場所と海と連続性を保証することが必須です（アカテガニなど）。 上記のような観点を「海岸環境の整備と保全に関する基本方針」に盛り込んでいただきたいと思います。また、その際には環境省自然保護局が作成した「東北地方太平洋沿岸重要自然マップ」を最大限参照するとともに、仙台湾沿岸域には多くの希少な生物（レッドリスト種）が生育、生息していることに配慮することを明記してください。 緑の防潮堤については、その効果があまり期待できず、地震の際には盛り土自体が容易に崩れ落ちる可能性が考えられます。また、防潮堤の陸側には海岸防災林が整備されることがほとんどです。そのため、経費の無駄遣いを避けるためにも、防潮堤に盛り土して植林することはやめ、海岸防災林との一体化を図ることを優先すべきです。	貴重なご意見として承ります。 なお、ご意見の一部は計画書に以下のとおり記載させていただきます。 「仙台市～相馬市および石巻市～東松島市における長大な砂浜が形成されている仙台湾沿岸には、多くの希少な生物が生息していることから、関係機関と連携・調整し、背後の海岸林も含めた砂浜性生物の生息環境の保全を図る。」 また、緑の防潮堤については仙台湾南部海岸の岩沼海岸と山元海岸において実施しており、その他の海岸についても、必要に応じて、海岸防災林と一体化を図りながら進めることとしております。	計画書へ記載しました	計画書（p22）へ以下のとおり記載しました。 仙台市～相馬市および石巻市～東松島市における長大な砂浜が形成されている仙台湾沿岸には、多くの希少な生物が生育、生息していることから、関係機関と連携・調整し、背後の海岸林も含めた砂浜性生物の生息環境の保全を図る。

整理番号	沿岸	区分	意見	回答(県の考え)	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容	
44	9	仙台湾	施設整備計画(案)	整備箇所整理表、海岸管理目標には、「堤防を整備する」以外の文言がほとんど記載されていません。海岸環境の整備と保全に関する基本方針に指摘されている事項について、具体的にどのような整備が考えられるのか記述する必要があります。その際には以下の事項に配慮して下さい。 復興工事の実施にあたっては、施工方法などについて生態学の専門家の意見も聞いた上で、その地域に特有の自然生態系の維持・回復に十分に配慮すること。また、工事前後に、生物相の変化を監視するためのモニタリング調査を行い、重大な問題が発見された場合には、生物多様性保全の観点から順応的な対応を実施すること。 底生動物の多くはプランクトン幼生期を持つため、幼生期を送る海と、生体が生息する干潟や後背陸地との連続性を確保する必要がある。陸と海の間には構造物を建設する際には、彼らの往来を可能とする連絡路(水路など)を確保するとともに、汽水環境維持のための淡水供給経路(河川水・地下水)を分断しないよう配慮すること。 希少な底生動物の多くは分布範囲が狭く、作業道の建設で踏み固められたり、土砂に埋没するだけで容易に死滅する。このため、干潟や塩性湿地内への道路敷設を極力避けるなどの配慮を行うこと。 画一的な復興工事が広域で一斉に行われると、その場所に生育していた底生動物が避難する場所がなく、絶滅に至る可能性が高い。このため、工事は複数の工区に分けて期日をずらして行うとともに、工事箇所の底土(底生動物にとっての生息基質)を工事期間中、近隣の潮間帯に取り置くなどの措置を行うこと。 ここに記した意見は「三陸南沿岸」に関しても同様ですので、こちらにも反映されることを望みます。	復旧・復興に際し、防潮堤の計画策定にあたっては、自然環境に配慮し、各市町の復興まちづくり計画と調整し進めてまいります。なお、海岸保全施設の整備にあたっては、環境の各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進めてまいります。	計画書へ記載しました	計画書(p22,p41)へ以下のとおり記載しました。 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 6.1 環境に配慮した復旧工事の推進
45	10	仙台湾	施設整備計画(案)	松島島嶼(4)野の島海岸と野の島海岸毛無崎地先海岸旧計画3.1mから今回3.3mに見直しているが、20cmの変更に、右欄に地元調整未了とある。 震災から4年たっても、まだ、20cmの調整が完了しないのであれば、そもそも整備をしなくてよいのではないかと。そこまでして税金を使って整備する理由はないはず。整備対象箇所から除外すべき。	周辺住民の生命・財産を守るために必要な堤防高としております。県としては、堤防の高さの必要性を丁寧に説明し、地元の方々の理解が得られるよう努めてまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
46	11	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	まず、すでに仙台湾沿岸での防潮堤工事等が着工し、部分的に見れば工事が終了してしまっているこの段階に、説明会や意見応募を行うことは、行政側の手続きの都合が優先される姿勢が明らかであり、真剣に県民と共に海岸保全や防災に向かう姿勢がうかがわれず極めて残念である。	今回の震災被害が甚大であるということ踏まえ、被災地の一日でも早い復旧・復興のためには海岸堤防の早期復旧が必要であると考えております。そのため、説明会等において地元にて丁寧に説明を行い、合意を得られた箇所から順次復旧工事に着手し、同時並行での計画変更手続きとなっております。なお、計画変更前に防潮堤整備に着手する箇所については、市町のまちづくり計画と調整を図りながら、防潮堤の高さや構造などの考え方をわかりやすく説明し、地域との合意形成を前提として事業に着手していることをご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
47	11	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	「海岸保全基本計画の変更」は、全体の資料構成が堤防についての説明部分のみが具体的に分量も多いが、一方で、海岸環境の保全については具体性に欠けていて内容が乏しい。例えば、工事前後のモニタリングの必要性にはふれてあるが、工事前にはどのような調査が行われていて、工事中・後にはどのようなモニタリングを行い、さらに結果をどのように公表していくのかが不明である。また、示されている具体的なデータは皆無であり、堤防関係との抜きの違いが際立っている。 言うまでもなく、計画内容の工事が実施されれば大きな自然環境の改変は不可避であり、仙台湾沿岸のみならず地球規模での生態系への影響が懸念される。将来の世代への永続的な効果を考えれば、津波対策と同等、ないしはそれ以上の大きな影響を及ぼす問題である。	防潮堤建設にあたり、動植物等への配慮事項について助言・指導を頂くため、各分野に精通した有識者等から構成される制度を平成25年に制定し、環境調査を実施しています。環境調査で確認された動植物について、有識者等から指導を頂き、保全対策を実施してまいります。	計画書へ記載しました	計画書(p22,p41)へ以下のとおり記載しました。 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 6.1 環境に配慮した復旧工事の推進
48	11	仙台湾	施設整備計画(案)	堤防建設により大規模な自然環境の改変が引き起こされ、仙台湾沿岸の豊かな生態系が大きなダメージをこうむることが危惧される。その中で特に心配されるのが、国指定の天然記念物であり、また、環境省の定めるレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されるコクガンの仙台湾沿岸での生息環境が奪われることである。冬の渡り鳥であるコクガンの定期的な生息地は国内でも限られていて、渡りの中継地を含めても14か所のみである(雁を保護する会1994)。仙台湾沿岸の七北田川河口は、その数少ないコクガンの越冬地のひとつであり、また、国内の集団越冬地のほぼ南限にあたるという点でも重要性がある貴重な場所である。沿岸の工事により、コクガンが利用する七北田川河口の環境が改変されることなく、これからも安定してコクガンの飛来する環境が保たれるよう切に望むものである。 また、ガン類はわずかな妨害に対しても鋭敏に反応する性質があり、工事の進行状況の中では、コクガンが越冬できる条件が満たされないことが予想される。コクガンが、越冬する12月から3月までの期間は、七北田川河口ばかりでなく、北上川河口や南三陸のコクガンの越冬地域付近の工事を差し控えるよう要望したい。	堤防整備にあたっては、鳥類の専門家から指導・助言を頂き、環境に配慮した施工に努めます。また、鳥類だけでなく、環境の各分野に精通した有識者等からご意見を頂き、生態系に配慮してまいります。	計画書へ記載しました	計画書(p22,p41)へ以下のとおり記載しました。 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 6.1 環境に配慮した復旧工事の推進

整理番号	沿岸	区分	意見	回答(県の考え)	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容	
49	12	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子・施設整備計画(案) (1) 海岸防護に関する事項、<変更のポイント>②堤防構造の変更について ・蒲生干潟に計画されている防潮堤については、後背地との連続性を確保する構造にすべきである。地下水の浸透や淡水の流入、植物の移出入を可能とする水門などを処々に設けることなどによって、干潟生態系の分断化を防ぐことが必要である。特に後背地の養魚池の排水にはこれまで干潟の栄養源として、また、淡水源として重要であった。復旧工事後も同様の環境条件を確保すべきである。 ・蒲生干潟においても「緑の防潮堤」イメージを取り入れるべきである。後背地に生息するアカテガニなどカニ類の成体が河口に移動して産卵放仔する行動を保障し、幼生が海から陸へと戻ることを妨げないような構造にすることができる。ただし、単なる海岸林造成ではなく、震災前の淡水池、湿地、草原、海岸林などが配置された多様性の高い環境空間にする。そのことによって生物多様性を確保することができる。 (2) 海岸環境の整備と保全に関する事項、<変更のポイント> ①動植物保全への配慮について ・適切なモニタリングにより、とあるが、特に生物多様性の高い蒲生干潟や井土浦などの特別保護地区においては、着工前に生態系の調査を綿密に行い、そのデータを踏まえた配慮ある工事を計画的に行うことが必要である。また、工事完了後も継続的な生物・環境モニタリング調査を実施、結果を公開して、保全状況を審議・検討する協議会を設立することが必要である。例えば、蒲生干潟においては、震災前に設立された蒲生干潟自然再生協議会を正式に再開し、継続して保全策を実施していくことは、まさに基本方針に掲げられた海岸生態系の保全と合致するものである。短期的、長期的保全策を立て、行政主導ではなく、市民サイドで様々な協働でじっくり活動していくことが重要であると考える。 (3) 海洋の利用に関する事項 ・蒲生干潟において、海岸利用のマナーの悪化が著しい。特別保護区域内での犬の散歩や訓練、モーターグライダー、ビーチバレーボール(ネットを張って実施していた)、ゴルフの練習、本格的な道具(じょれん)などを使った貝採りなど、鳥類やその餌である底生動物の消息を脅かす様々な悪影響が多発している。レジャー空間と保護区との物理的な区分を検討してほしい。また、市民団体などと協働で自然環境観察会等を定期的に開催し、利用マナーの啓発に努めるべきである。これらを実現するためにも、震災前から話し合いが頻繁に行われ、議論やデータの蓄積がある蒲生干潟自然再生協議会の立ち上げが必要と考える。 仙台湾(宮城地域)の国指定鳥獣保護地区内に防潮堤が計画されている。特に蒲生干潟は特別保護地区に指定され、希少で貴重な動植物が生息・生育し、生物多様性の豊かな地域である。七北田川河口では震災後も国指定天然記念物のコクガンが多数越冬しており、その数は年々増加し、今シーズンは54羽ほどであった。干潟や海岸の生態系が回復状況のあることはさまざまな調査で明らかになっており、防潮堤計画と生態系保全との共存するものであることが求められる。漠然とではなく、具体的にどのように保全していくかを、継続的に協議する主体が必要である。震災前に設立し、今は休止している「蒲生干潟自然再生協議会」がまさに最適であり、それを再開し、工事前、工事中、工事後のモニタリング調査の結果をもとに、科学的に議論し、保全策を立て、実施すべきと考える。人為的に壊した生態系は復元するまで長時間が必要である。これまで積み上げ、蓄積した協議会のデータを元に、慎重に復旧工事を進めるべきだと考える。	堤防整備にあたっては、環境や景観への配慮について、地元住民、自然保護団体、学識者と意見交換を行い、取り組みを検討することとしています。 なお、蒲生干潟自然再生協議会の再開については、県の環境部局と調整してまいります。 また、環境の各分野に精通した有識者等からご意見を頂き、生態系に配慮してまいります。	計画書へ記載しました	計画書(p22,p41)へ以下のとおり記載しました。 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 6.1 環境に配慮した復旧工事の推進	
50	12	仙台湾	施設整備計画(案)	・環境や生態系に配慮した防潮堤とはいったいどのようなものであろうか。それを議論し、実現してこそ、真の復興といえるのではないだろうか。一律に海と陸地を物理的に遮断する従来の工法ではなく、地域の環境や生態系に配慮した広報を考えて欲しい。自然地形をうまく活用した防災・減災施設の整備が世界では主流となっているはずである。蒲生干潟や井土浦などで、それらを実現して欲しいと強く要望するものである。	貴重なご意見として承ります。 お寄せいただいたご意見については各海岸管理者で共有し、今後の海岸行政に活かしてまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
51	13	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	計画変更の背景 ・施設整備に当たっては、説明会等を開催し地元の合意をもとに事業を進めますとあるが、対象とする地元の範囲を市町村及び海岸利用者や水産関係者等に拡大してほしい。	計画策定にあたっては、市町のまちづくり計画と調整を図った上で、地域を対象とした説明会を開催し、計画内容の説明を実施しており、参加者のご意見を総合的に踏まえ進めております。また、漁業協同組合には別途説明を実施しております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
52	13	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	(1) 海岸防護に関する事項 ①浸食への防護 ・保護・保全のために防潮堤の位置についてはできる限り砂浜や干潟を残す配置にする。 ※～浸食への対応～ 1) 砂浜の保全・回復のための広域的な漂砂管理の推進 砂浜は貴重かつ重要な防災施設でもあることから、浸食の進行が懸念される砂浜においては、その保全・回復を図るため、沿岸の漂砂機構や流入河川の土砂動態を十分に把握し、広域的な漂砂管理を推進するものとする。 2) 土砂動態の解明、砂浜の保全・回復のための調査、観測 漂砂管理の推進や沿岸に点在するポケットビーチの浸食への対応に向けては、沿岸や流入河川における土砂動態や各海岸特有の漂砂特性を十分に把握する必要がある。そのため、急激な浸食が予想される海岸においては、関係機関と連携しつつ、沿岸や流入河川における土砂動態や各海岸特有の漂砂特性の解明に資する調査・観測を実施していくものとする。 現状では比較的砂浜幅が広いが浸食傾向にある海岸、また、現状で浜幅が狭い海岸もある。このような地域については、来襲波浪や地形変化の継続的な観測を行うなど、積極的に予防措置を講じるものとする。 3) 漂砂系を維持する保全施設整備 浸食が著しい海岸については、隣接海岸や河口部などの周辺環境に対する影響をおよぼす漂砂の動向の変化を把握するとともに、沿岸や流入河川における土砂動態や各海岸特有の漂砂特性に配慮し、漂砂系を維持することを基本とし、適切な保全施設整備を図るものとする。	漂砂については津波により地形が大きく改変されていることから、必要に応じて調査を実施してまいります。なお、大谷海岸及び中島海岸においては現地調査を行いました。 また、浸食対策として離岸堤等の復旧を進めております。	計画書へ記載しております	計画書(p28)へ以下のとおり記載しております。 ○津波対策や高潮・浸食等への国土保全対策が必要な地域では、必要となる海岸保全施設(堤防、護岸、防波堤、胸壁、離岸堤、人工リーフ、突堤、砂浜等)を検討し、その整備やサンクドバイパスやサンドリサイクルを含めた海岸保全への対応により防護・保全効果の向上を図る。
53	13	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	②堤防構造の変更(粘り強い構造) ・砂浜や岩礁などの消波機能及び海岸林などの浸水防止・抑制機能の自然の防災機能を活用した保全施設整備を行う方針としてほしい。 ・粘り強い構造とするために海岸部に張り出して磯の水産資源を枯渇させないようにする。 ・岩礁海岸に採用されるような海岸堤防においても磯場を保全するような位置に配置してほしい。 ・地盤対策においては水産資源の保全のために最大限地下水脈の流れを妨げないものとする。 ・また、東日本大震災からの復旧・復興事項に際し、環境や景観への配慮について各関係市町村のまちづくりの復興の進捗を踏まえながら最重要課題として取り組んでいくと変えてほしい。 ・防護・保全施設の施工にあたっては環境の保護・保全を考慮して段階的工事を図り、動植物等への影響を最小限にするのと同時に状況に応じて設計の見直しも含め検討出来るものとする。 ・影響低減対策は、地球の自然環境に精通している海岸利用者、漁業関係者、有識者等と協議のうえ適切な時期に検討するものとする。 ・L1対応の防災施設はコンクリート防潮堤だけではなく、地域の地形や背後地の利用を考慮し土壘、道路、砂浜等も組み合わせ地域の実情にあった多様な形態が選べるものとする。 ・海岸景観の喪失に関しては防潮堤の建設を前提に考えるのではなく三陸の豊かな景観を保全することを大前提として防護保全施設の検討を行うものとする。防潮堤の前面には、緩衝帯となるような砂浜や干潟、防災林などを積極的に保全する。 ・震災後に出来た砂浜や干潟等の地形の活用と保全が出来る位置での防災施設の配置。	海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境・景観・利用へ配慮するとともに、環境の各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進めております。 なお、100%対応できないことも想定されるため、「可能な限り」という記載とさせて頂いておりますので御理解願います。	計画書へ記載しました	計画書(p33,p34)へ以下のとおり記載しました。 ○環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努める。 ○工事中における動植物等への配慮事例

整理番号	沿岸	区分	意見	回答(県の考え)	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容
54	13	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 (2) 海岸環境の整備と保全に関する事項 ・生物多様性の保持。 ・地球的な時間のスケールで海岸線の動態を見つめ直し、水辺の環境を緩衝帯として捉えコンクリートの構造物は出来るだけ内陸側の砂浜の背後に移動させる。 ・各関係者が保有している各種データ(動植物、水質、土砂動態など)等の活用を図り、海岸環境の把握や監視を行い状況に応じて必要な対策を講ずることとする。 ・震災以前の生態系に関する現地調査、有識者と地域住民と海岸利用者へのヒアリングの実施。 ・復旧工事前の生態系、地下水脈、水質、地質の調査実施。 ・復旧工事中から継続してモニタリング調査の実施、調査結果の公表、調査結果に伴い段階的施行を行う。 ・従来の海岸景観を壊さないような防災施設の配置。 ・従来の地域に自生する樹種を基本とし海岸防災林とする。 ・震災前にあった砂浜を復元出来るように設計を工夫する。 ・地域住民や漁業利用者に防災対策に対する理解を得るとともに、周辺環境、利用に対する影響を最小限に抑える方法で浸水及び越波防止を図るものとする。	関係機関が保有している各種の既存データ等の活用を図り、海岸環境の状況把握を行うとともに、地域の状況に応じた、環境の保全・回復の方策を検討してまいります。	計画書へ記載しております	計画書(p32,p33)へ以下のとおり記載しております。 ○ 関係機関が保有している各種の既存データ(動植物、水質など)等の活用を図り、沿岸の海岸環境の状況把握や監視を行う。 ○ 地域の状況に応じた環境の保全、再生・回復、新たな環境の創出の方策を検討して展開する。
55	13	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 (3) 海岸における公衆の適切な利用に関する事項 ・各地域のまちづくり計画等の将来的な利用ニーズの把握とそれに関した利用しやすい場の確保に努める。 ・陸域・海域、河口が持つ豊かな資源や多様な機能を活かし、多面的な観点からの活用方策や、学習・教育、レクリエーションへの場の形成などについて海岸利用者や地域住民、有識者と検討・調整を図っていく。 ・水産業、港湾、教育、観光、レクリエーション及びその他の空間利用について、計画段階からワーキンググループを設置して公開の場で調整を図る。 ・地元自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対応を図る。 ・視覚的なインパクトを極力低減するとともに、違和感なく周辺空間に調和させる。 ・擬似的に自然に見せる表面処理は行わず、シンプルなデザインで構造物の本来機能を伝える。	県では、地域やボランティア活動との連携を図るため「スマイルサポーター制度」による体制づくりに努めており、既に海岸部門において14団体に登録をいただいております。景観については、視覚的なインパクトを極力低減するとともに、違和感ない周辺空間への調和に配慮することとしております。また、利用については、陸域・海域・河口が持つ豊かな資源や多様な機能を活かし、多面的な観点からの活用方策や、学習・教育、レクリエーションへの場の形成などについて検討・調整していくこととしております。	計画書へ記載しました	計画書(P35~P37)へ以下のとおり記載しました。 ○ 地域やボランティア活動との連携体制づくりに努める。 ○ 視覚的なインパクトを極力低減するとともに、違和感ない周辺空間への調和に配慮する。 ○ 陸域・海域、河口が持つ豊かな資源や多様な機能を活かし、多面的な観点からの活用方策や、学習・教育、レクリエーションへの場の形成などについて検討・調整していく。
56	13	三陸南	施設整備計画(案) ・中島海岸の防潮堤の位置については現状の砂浜の上ではなく、温暖化による海面上昇も考慮して、その背後の適切な位置に配置してほしい。 ・震災後形成された干潟や砂浜は生物多様性の保全や水質浄化のために重要な場所となっているので原形のまま残していきたい。 ・中島海岸の津波で被災したシーサイドパレスホテルは、東日本大震災の震災遺構として残すことで防災・減災教育や三陸ジオパークとして価値のあるものであると考えられるので原形のまま残してほしい。 ・中島海岸においては、全国的に激減している貴重な自然海岸であることから漂砂調査を継続して行ってほしい。 ・河川堤防は多自然工法を用いた復旧をしてほしい。	防潮堤の位置については、国道45号兼用堤案や原形復旧案を含めた5ケースでシミュレーションを実施し、平成26年5月22日の地元住民を対象とした全体会において説明し、現計画案が妥当であることについてご理解を頂いております。中島海岸の防潮堤の整備にあたっては、地元住民の代表者からなる「中島海岸・津谷川の検討WG」及び学識者等からなる「中島海岸及び津谷川の災害復旧事業に関する検討会」の意見を踏まえながら、環境に配慮した計画及び施工に努めております。地元住民が海水浴場として再開を望んでおり、被災した建物を波打ち際に震災遺構として残すことについては、地元から合意されていないと伺っております。地震による広域地盤沈降が発生し、海岸線が約200m後退しましたが、砂浜の形成を促進するため離岸堤の早期復旧に努めております。漂砂調査は着手前に実施しており、今後も必要に応じて検討してまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
57	14	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子 堤防高は地域の生業を最大限考慮し、柔軟に対応すること。 堤防構造は地下水や潮流等、漁業環境に配慮すること。	被災市町の堤防背後のまちづくり計画や土地利用計画を確認し、必要な高さの堤防計画としております。なお、背後に保全すべき重要な施設等がなく、一定の条件が整えば原形復旧としております。また、堤防構造は個々の事情により対応してまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
58	14	三陸南	施設整備計画(案) 一般社団法人長面浦海人(ながつらうらみびと)は、石巻市長面浦で牡蠣養殖や刺し網漁を行う漁業者が漁業の六次産業化を軸に地域再生を目指している非営利団体です。会員は全て宮城県漁業協同組合河北町支所に所属しています。生業維持のため、 1. 計画変更骨子について 堤防高は地域の生業を最大限考慮し、柔軟に対応すること 堤防構造は地下水や潮流等、漁業環境に配慮すること 2. 施設整備計画案について 【三陸-12】尾崎地区の堤防高を「現行高+1m」とすること 漁業利用はもちろん地域環境全般への配慮を行うことを希望します。 【背景】 (漁業環境の特殊性) 長面浦は、広葉樹林の山々に囲まれた汽水域の内湾という特殊な漁場であり、山から流れ込むミネラル豊富な沢水や地下水と、狭い湾口を出入りする潮流の微妙なバランスの上に風味豊かな牡蠣が短期間で育ちます。養殖された牡蠣は宮城県漁協がブランド牡蠣「長面浦の牡蠣」として売り出し、知名度と人気を伸ばしています。 (漁業復興への取り組み) 一般社団法人長面浦海人は長面浦で生計を立てる漁師が、漁場復旧や水産物の付加価値向上を目的に平成25年9月に設立した非営利団体です。環境学習や漁業体験などにより地域内や消費地との交流を深める活動を行っています。活動拠点として平成26年10月には日本財団等の支援を受け集会所施設「長面浦番屋」も建設しました。 (景観の重要性) 環境学習や漁業体験などの交流を通して地域のファンを増やし、地域の収入を増やすため、また後継者確保のためにも尾崎地区の美しい景観は、非常に重要です。 仮にT.P.8.4mの防潮堤が建設されると、沢水や地下水の流入が遮られ、湾口部の潮の満ち干が変わり、生業の礎である牡蠣が育たなくなる恐れがあります。景観も失われます。集落の高齢化も進んでおり、日々高い堤防を越えて漁業を営むことも困難です。特に尾崎地区はほぼ全域が災害危険区域に指定され背後に「守るべきもの」がありません。山と海との間も狭く、津波到来時の避難も容易です。こうした事情から、地盤沈下部のみを回復する「現行高+1m」を軸に石巻市水産課と調整してきました。以上の理由から防潮堤の高さは「現行高+1m」を希望します。	当該地区は、L1高での整備を基本としているものの、背後に保全すべき重要な施設等がなく、一定の条件が整えば原形復旧も可能であると考えております。漁業利用、地域環境全般への配慮についても、地域の状況を考慮し可能な限り配慮していきたいと考えております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
59	15	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子 (1) 海岸の防護に関する事項 蒲生北部地区についてはL1対応の河川堤防が計画されております。L2津波対応については住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災をはかる。とありますが、この地区は土地利用を有効的に活用する考え方に(避難道路の計画はあるが)終始していません。避難施設・避難の丘などを考えるべきです。県から仙台市に対して働きかけを強く求めます。(仙台市は昼間人口をこれまでより多い3300人として計画しており絶対に必要です)	ご意見がありましたことを仙台市にお伝えすると共に、関係機関で情報共有を図ります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
60	15	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子 (2) 海岸環境の整備と保全に関する事項 ① 蒲生干潟は国の特別保護区に指定されている貴重な場所です。去年9月に開かれた蒲生干潟自然再生協議会意見交換会にて、生態系に詳しい専門家の方々は防潮堤の見直し案(セットバック)に対して、このレベルでは不足しておりもっと内移動すべきとの多数の意見があり次回、再度話し合いする事になった。しかし、いまだに再開されていない。 ・早急に専門家の意見を聞くための会議を開いて欲しい。 ・この地域は危険区域の設定を受け住民が住めなくなる。蒲生干潟自然再生協議会は地域住民の代表者がいないと設立できない話を聞いておりますが、地域住民の絆を広げて「自然再生協議会」を継続すべきと考えます。	今年3月8日の学識者、環境団体、利用者からなる「蒲生干潟自然再生事業等に関する意見交換会(第3回)」において、昨年9月の意見についての対応を報告したところ、堤防位置に対する大きな異論はありませんでした。堤防整備にあたっては、環境や景観への配慮について、学識者、環境団体、利用者、及び地元住民と意見交換を行い、取り組むこととしております。なお、蒲生干潟自然再生協議会の再開については県の環境部局と調整してまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
61	15	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子 ② 海岸環境の回復と維持向上をはかるためにも海岸利用に対するマナー向上の啓発はもとより、規制と合わせ利用しやすくするための施策も必要ではないか。	関係団体と連携・調整し、海岸環境・利用等に関するマナー向上に努めます。	計画書へ記載しております	計画書(p40)へ以下のとおり記載しております。 地域住民・海岸利用者・海岸NPOと連携し、海岸愛護啓発活動(海岸美化活動、海岸パトロールによるゴミの不法投棄の監視等)を企画、実施するなど日常管理への住民参加を積極的にすすめることと、アドプト制度(里親制度)の組織化や、海岸管理に関わる市町等への協力・支援に努める。

整理番号	沿岸	区分	意見	回答(県の考え)	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容	
62	15	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	③海岸保全施設の調査・建設において、自然環境に十分考慮しているとは考えられない現状です。本当に管理者が(県・市)施工者に対して話をしているだけで、実際は住んでいる人が居ないので問題がでるまでは対応しない。誰かに言われて初めて施工者に話をする程度に感じる。せっかく戻ってきた自然環境を破壊する事の無い様に徹底した管理体制を望む。	環境の各分野に精通している有識者等からいただいた助言・指導については、現場で確実に実施してまいります。	計画書へ記載しました	計画書(p22,p41)へ以下のとおり記載しました。 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 6.1 環境に配慮した復旧工事の推進
63	15	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	■海岸保全計画の住民説明会とパブリックコメントについて 防潮堤の建設が完了した所と建設にほとんどが工事着工している現状であり、何故今頃との疑問が大きい。いろんな角度から要望書がでている現状に対して、どの様に考えているのか説明を求む。	今回の震災被害が甚大であるということを踏まえ、被災地の一日でも早い復旧・復興のためには海岸堤防の早期復旧が必要であるとと考えております。そのため、説明会等において地元へ丁寧に説明を行い、合意を得られた箇所から順次復旧工事に着手し、同時並行での計画変更手続きとなっております。なお、計画変更前に防潮堤整備に着手する箇所については、市町のまちづくり計画と調整を図りながら、防潮堤の高さや構造などの考え方をわかりやすく説明し、地域との合意形成を前提として事業に着手していることをご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
64	16	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	人命を守ることは大切ですが、防潮堤に頼るには限界がある事は今回の大震災でハッキリしました。早目に安全な場所に避難する事が一番です。より正確な情報を早く伝える事、避難道路を完備する(車避難を考慮)、避難施設を充実する(逃げ遅れ対応)、繰り返しの防災訓練、小中学校からの防災教育等が大切と考えます。	ご指摘の通り、最大クラスの津波には、ソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災をはかる必要があるため、関係機関と連携・調整し、ソフト対策を含め推進してまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
65	16	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	今回の蒲生海岸防潮堤計画(案)は、特別保護区の蒲生干潟に配慮しているとの見解ですが、去年9月に行われた蒲生干潟自然再生協議会意見交換会の話を聞くと専門家の方々は、この程度のセットバックでは不足しておりもっと陸側にすべきとの意見が大多数を占めたとの事です。再度、専門家との意見交換会を実施すべきである。(工事着工してからでは遅く、失われた干潟は元には戻らない。)	今年3月8日に蒲生干潟自然再生事業等に関する意見交換会(第3回)が開催され、昨年9月の意見についての対応を報告したところですが、堤防位置に対する大きな異論はありませんでした。堤防整備にあたっては、環境や景観への配慮について、地元住民、自然保護団体、学識者と意見交換を行い、取り組むこととしております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
66	16	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	山口養魚場はこれまでも淡水を干潟に送る事で、蒲生干潟の生態系維持に貴重な役目をしていたが、仙台市は、今後においては下水道完備をした排水溝に流すことになるとの事で、これまで維持されてきた塩分濃度をどの様に管理していくのか?海岸生態系の保管に関して対応も話されていないのが現実です。対応策を示して欲しい。	養魚場からの排水樋管の整備については、仙台市と調整しながら検討してまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
67	16	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	防潮堤を大幅にセットバックして貞山運河(江戸時代に米・塩等の供給地点で仙台藩を支えた貴重な場所)の再現をなすべきです。 「高校生で考える防潮堤の会」は、貴重な提案をしております。将来の観光地になる可能性を示唆しておりますので是非、実現に向けての検討をすべきです。	貴重なご意見として承ります。お寄せいただいたご意見については、関係機関で情報共有を図ります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
68	17	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	・震災後4年近く経った今になってマスタープラン案が出てくるのは遅すぎる。	今回の震災被害が甚大であるということを踏まえ、被災地の一日でも早い復旧・復興のためには海岸堤防の早期復旧が必要であるとと考えております。そのため、説明会等において地元へ丁寧に説明を行い、合意を得られた箇所から順次復旧工事に着手し、同時並行での計画変更手続きとなっております。なお、計画変更前に防潮堤整備に着手する箇所については、市町のまちづくり計画と調整を図りながら、防潮堤の高さや構造などの考え方をわかりやすく説明し、地域との合意形成を前提として事業に着手していることをご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
69	17	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	・環境配慮の方針などが書かれているが、復興予算の期限は建前上27年度までとなり、防潮堤建設の工期を考えると実際には実現不可能ではないか。実際にできる見通しのない配慮方針を前面に出し、住民合意に至っていない箇所まで施設整備計画の決定を図るのは、信義則上の疑問を感じる。	早期進捗を図るため、住民の皆様と議論を深め、合意のもとに実施してまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
70	17	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	・防潮堤の高さについては、現地の地形や生業の形態を考慮し、住民意見を聴き慎重に合意形成を行うべき。	引き続き丁寧に計画説明を行い、地元との合意形成を図ってまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
71	17	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	・防潮堤の構造については、生態系保護に最大限留意し、六次産業化を図る浜については道路や遊歩道と一体化させるなど、地域の景観への配慮を行うべき。	防潮堤の整備に当たっては、環境に配慮した施工に努めます。なお、道路等の整備については、道路管理者と調整します。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
72	17	三陸南	施設整備計画(案)	・マスタープランと同時に個別の施設整備計画を決定する手続きに疑問がある。	今回の震災被害が甚大であるということを踏まえ、被災地の一日でも早い復旧・復興のためには海岸堤防の早期復旧が必要であるとと考えております。そのため、説明会等において地元へ丁寧に説明を行い、合意を得られた箇所から順次復旧工事に着手し、同時並行での計画変更手続きとなっております。なお、計画変更前に防潮堤整備に着手する箇所については、市町のまちづくり計画と調整を図りながら、防潮堤の高さや構造などの考え方をわかりやすく説明し、地域との合意形成を前提として事業に着手していることをご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
73	17	三陸南	施設整備計画(案)	・現状住民合意がない地域については、その旨明記し、高さの数値は記入しないでおく方が、住民の無用な不安を煽らずに済むのではないかと。	引き続き丁寧に計画説明を行い、地元との合意形成を図ってまいります。また、状況変化が生じた場合には、整備内容等を再整理し、適宜見直すこととしております。	計画書へ記載しました	計画書(p48)へ以下のとおり記載しました。 ○ 復旧・復興におけるまちづくりの進捗にあわせて、必要に応じ計画を適宜見直す。
74	17	三陸南	施設整備計画(案)	・住民合意は一部の住民で組織する「復興会」などとの「合意」ではなく、そこで生業を営む人たちが地区総会、地権者の声を十分に聴くべき。	計画策定にあたっては、市町のまちづくり計画と調整を図った上で、地域を対象とした説明会を開催し、計画内容の説明を実施しており、参加者のご意見を総合的に踏まえ進めております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
75	17	三陸南	施設整備計画(案)	・計画図で現状は災害危険区域になっている場所が「市街地」とされているのは「守るべきものがある」との誤印象を与える。災害危険区域は「災害危険区域」と明記すべき。最低限「元市街地」と書かなければ記述として不正確。	ご指摘の通りと考え、図からは削除することで対応いたします。	計画書へ記載しました	施設整備計画図から削除しました。
76	17	三陸南	施設整備計画(案)	・石巻での説明会では、「あくまで住民合意が優先で、施設整備計画決定後に高さ等に変更が生じた場合は施設整備計画を変更してから工事を行う」との説明があったが、この施設整備計画決定を既成事実として住民合意と異なる高さ・構造での工事を行うことのないよう改めて強く希望します。	住民の合意を得ていない海岸については、合意を得たうえで事業を実施することとしております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
77	18	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	・変更骨子説明資料 海岸保全施設に関する事項 東日本大震災を踏まえた堤防高さの変更 ○この水位を前提に、海岸の利用や環境、景観、経済性、維持管理の容易性などを総合的に考慮して堤防高さを設定(所管省庁間や隣接海岸間で整合性を確保) 上記の部分に前提にとあるが、一つの基準として変更すべきである。前項の条件が優先されるのではなく、上記の項の内容も同等に扱うべき条件として取り扱うようにすること。	一定の安全度を確保するための高さは必要であり、それを踏まえて、海岸の利用や環境、景観については工夫のなかで、地域の皆様のご意見を伺いながら対応しております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
78	18	三陸南	施設整備計画(案)	・住民合意が出ていない海岸に関してはL1の基準の再設定も含め変更の余地を残すようにすること。大谷海岸・日門漁港海岸・前浜漁港海岸など、いくつかの浜辺では住民合意はまだ得ていない。	住民の合意を得ていない海岸については、合意を得たうえで事業を実施することとしております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	

整理番号	沿岸	区分	意見	回答(県の考え)	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容
79	19	三陸南 海岸保全基本計画の変更骨子	もっと早い時期に作ってもらいたかった。 旧計画で期限付きの復興予算で事業が先行してしまっただけの多くの住民が、この計画案をみて後悔している。 我が集落は、説明する町の職員の見方もわが国の復興事業に反対し話し合いを長引かせるのは時間と労力の無駄と、あきらめの気持ちで同意してしまっている人がほとんどである。	今回の震災被害が甚大であるということ踏まえ、被災地の一日でも早い復旧・復興のためには海岸堤防の早期復旧が必要であると考えております。そのため、説明会等において地元で丁寧に説明を行い、合意を得られた箇所から順次復旧工事に着手し、同時並行での計画変更手続きとなっております。なお、計画変更前に防潮堤整備に着手する箇所については、市町のまちづくり計画と調整を図りながら、防潮堤の高さや構造などの考え方をわかりやすく説明し、地域との合意形成を前提として事業に着手していることをご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
80	19	三陸南 海岸保全基本計画の変更骨子	藤浜海岸においては、3.11での死亡者はなく、流出した家は高台に移転し、新たな防潮堤なしでも命は守れる所である。 海と旧小学校跡地の間の国道が既に防潮堤の役割も兼ねているので、植林や海岸周辺の構築物の工夫で十分な防災・減災が可能と思う。 海岸堤防について必要に応じて見直ししていくと書いているが、事業が進んでしまつたら簡単に声を上げづらくなってしまう。 浜ごとに状況が違うので、一概には言えないが、藤浜海岸の防潮堤に関しては、検討の余地があるのではないかと。 予算がついたからといって、税金を無駄に使ってはいけないと思う。 本当に必要なものを作ると言う事が、漁業を生業とする住民が生き甲斐を感じながらこの地で一生を終える地域づくりにおいても、住民意見をくみ取るための支援が極めて重要な事である。	当該地区の防潮堤については、津波襲来時に集落が孤立するのを防ぐために必要と考えておりますのでご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
81	19	三陸南 施設整備計画(案)	見事な表にまとめてもらった。 さらに備考欄でもいいので3.11の被害状況を入れて欲しい。 例えば集落であれば人的被害・罹災件数、高台移転状況程度で構わないので、〇件のうち〇件(〇/〇)というような分かりやすい表示とすること。 行政側が最も守るべき人命・住居の情報は必要と思うし、専門家が何かを判断する参考になるのではないかと。 この表で「海岸で特に必要な観点」で今後色んな見直しを求められると思うが、専門の窓口を設置してもらいたい。 被災した市・町の限界を目の当たりにしているの、先を予測した対応を県主導で支援してもらいたい。	貴重なご意見として承ります。 お寄せいただいたご意見については、各海岸管理者で情報共有を図ります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
82	20	三陸南 海岸保全基本計画の変更骨子	本変更案は、宮城県沿岸域現地連絡調整会議において決定された防潮堤の高さや構造等の基本的事項に基づいてつくられた計画を示しているところから、海岸保全における他の選択肢がまったく示されていない。各海岸の地域社会の歴史や文化、環境や利用状況などが十分に考慮されているのかわからないまま、多様な比較検討が必要な海岸保全において、一方的に選択肢がない案を示している姿勢は問題であると言わざるを得ない。 また、示されている案には文章がない。公表されている変更骨子からでは十分に読み取れない内容もあり、理解が異なるまま、文章化され最終計画となる恐れがある。 今回のような大きな変更を含む場合、骨子のみで意見を募集するのは姿勢としておかしいと考える。本文案についても公開し、意見を求める必要がある。	変更計画書は、今後、学識者等で構成される「宮城県沿岸懇談会」に諮りご意見をいただき、その後、関係市町の意見聴取を行い、公表する予定としております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
83	20	三陸南 海岸保全基本計画の変更骨子	1999(平成11年)に、海岸法の一部改正が行われた(公布月日H11.5.28 施工月日:H12.4.1)。この改正の大きな点は、法目的の改正である。その意図として国土交通省は、webサイトで以下のように説明している。 これまで海岸は、人々が暮らしていくという面からの整備に重点が置かれてきました。台風や地震による高潮や津波に対する防護がその一例です。この「海岸保全」の考え方は昭和31年に制定された「海岸法」の大きな目的でした。この海岸法の制定により、海岸四省庁(農林水産省、水産庁、運輸省、建設省)による海岸管理が始まり、現在にいたっています。 近年、環境保全意識が高まり、海岸利用方法が変化するに従って、海岸整備の方向性が変わってきました。自然環境を守り、自然と共存しながら人々にとって必要な利用環境を実現していくことが重要な課題となってきたのです。そこで平成11年、海岸法の一部改正が行われました。新しい海岸法では、これまでの「防護」という目的に加え、自然環境の保護と回復に焦点をあてた「環境」と、海岸を上手に利用してもらうための管理に焦点をあてた「利用」の2つの目的が追加されました。 このように「防護」「環境」「利用」の三つの方向から海岸を整備し、「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことがわたしたちの海岸法の理念です。 上記のとおり、海岸法の目的には、防護とともに環境と利用が明記されているにもかかわらず、今回の計画は防護のみに偏った内容になっている。海岸法においては、環境や利用は、防護の際の配慮事項だけのものではない。海岸法の目的である環境と利用についても、どのような環境を保全し、どのような利用を目指すかを示す必要がある。 今回提示されている表に、配慮を予定している環境についての記載があるが、環境の特性、保全すべき内容、面積や範囲についても、具体的な数値で示されている防潮堤と同様に具体的に数値で示すことが必要である。	海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境・景観・利用へ配慮するとともに、環境の各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進めております。	計画書へ記載しました	計画書(p33~p37)へ以下のとおり記載しました。 ○ 環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努める。 ○ 工事中における動植物等への配慮事例 4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策
84	20	三陸南 海岸保全基本計画の変更骨子	また、昨年3月の改正で加わった海岸管理の協議会の設置や、協力団体について何もふれていない。現行計画(平成16年3月)の「第4章 今後の取り組み方針」にも、「(2) 地域住民、NPO等の参画と情報公開」という項目があり、「事業の計画時点や実施段階においても地域住民、NPO等の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していく必要がある。」としている。海岸線の管理は、防潮堤だけではなく、多くの人の協力が必要な多くの課題を含んでいる。砂浜や河口域などの海岸線は、陸上の自然に比べて非常に大きな変動を伴う動的な環境であることが特徴的である。また、それぞれの環境によって多様な利用がみられる。このような海岸の特性を理解したうえで、管理計画を立てることが必要である。	貴重なご意見として承ります。 県では、地域やボランティア活動との連携を図るため「スマイルサポーター制度」による体制づくりに努めており、既に海岸部門において14団体に登録をいただいております。 また、施設管理についても、日常点検や定期点検等を適切に行ってまいります。	計画書へ記載しました	計画書(p36,p39,p45)へ以下のとおり記載しました。 地域やボランティア活動との連携体制づくりに努める。 住民やNPO等が地元地方自治体や関係行政機関、海岸管理者と連携・協力して行う施策 3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
85	20	三陸南 海岸保全基本計画の変更骨子	海岸管理者のみが主導して計画を示すだけではなく、合意形成をどのようにしていくかの案を示し、それに対して意見をとり入れて方針を決定することこそが、今回の法改正で提示された、行政に期待されている調整能力ではないか。 また、同じく今後の方針の項目で「(3) 今後の調査研究計画の見直し」として、「○環境面や利用面で配慮すべき目標値の検討。 ○地域住民等の海辺へのニーズの把握。 ○藻場、砂浜等の変化の把握、多様な生物および生態系の実態調査等の環境調査、各種文化財や歴史民俗資料資源等の調査・研究の促進。 ○多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善を考慮した海岸保全工法や施設の整備手法の検討。」と記載されている。前回計画の策定後、これらの計画がどのように見直され、今回の計画に反映されているか明記すべきである。	今後も丁寧な説明により住民の皆様との合意形成に努めてまいります。 また、各分野に精通している有識者等から指導・助言を受けてモニタリング調査を実施するとともに、環境配慮に努めてまいります。	計画書へ記載しました	計画書(p33,p34)へ以下のとおり記載しました。 ○環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努める。 ○工事中における動植物等への配慮事例
86	20	三陸南 海岸保全基本計画の変更骨子	県のwebサイトで意見募集がなされてきたが、意見募集にあたって県民の意見を募集する」とあった。海岸の管理方針によって影響を受けるのは、まずは地元の方々であるのは間違いないが、利用や環境の点、また、公共事業として広く国民の税金が投入される事業として、宮城県民だけではなく、多様な関係者からの意見を聞くことがパブリックコメントの意味である。広く意見を聞く姿勢を示すことを望む。	関係住民からの意見を聴取するために実施したものであります。県民以外の方々からのご意見を拒むものではありませんので、ご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
87	20	三陸南 施設整備計画(案)	海岸法の目的である環境と利用について、どのような環境を保全し、どのような利用を目指すかを示すことが必要である。 今回提示されている表に、配慮を予定している環境についての記載があるが、環境の特性、保全すべき内容、面積や範囲について、防潮堤を具体的な数値で示しているのと同じように具体的に数値で示すことが必要である。また、環境と利用は不可分な領域であるので、それらの環境をどのように利用していくかを明記するべきである。	海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境・景観・利用へ配慮するとともに、環境の各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進めております。	計画書へ記載しました	計画書(p33~p37)へ以下のとおり記載しました。 ○ 環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努める。 ○ 工事中における動植物等への配慮事例 4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策

整理番号	沿岸	区分	意見	回答(県の考え)	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容	
88	20	三陸南	施設整備計画(案)	本計画は、海岸線の防護だけではなく、津波や高潮による人命・財産や産業を守ることを目的としている。集落の防災を計画する場合には、海岸法による海岸保全計画だけでなく、地域の防災計画との整合性が必要である。その他の防災計画とどのように調整し、総合的な計画のなかで、今回の大幅な計画変更が必要であるかを明記することが必要と考える。砂浜の生態系保全が不可能と考えられる計画も散見されるので、法の目的に沿って、防護と環境と利用を別々に考えず、これらが両立する工法や設置位置を検討するべきである。	防護・環境・利用の方針はそれぞれ相互に関連する事項と考えられており、別々に考えることはありません。防護計画の策定については、海岸管理者のみではなく、関連する他の行政機関等とも調整作成しております。	計画書へ記載しました	計画書(p22)へ以下のとおり記載しました。 三陸南沿岸の長期的な在り方(基本理念)の実現に向け相互に調整を図り、以下を基本施策として展開する。
89	20	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	本変更案は、宮城県沿岸域現地連絡調整会議において決定された海岸堤防の高さや構造等の基本的事項に基づいてつくられた計画を示しているところがあるが、海岸保全における他の選択肢がまったく示されていない。各海岸の地域社会の歴史や文化、環境や利用状況などが十分に考慮されているのかわからないまま、多様な比較検討が必要な海岸保全において、一方的に選択肢がない案を示している姿勢は問題であると言わざるを得ない。 また、示されている案には文章がない。公表されている変更骨子から十分読み取れない内容もあり、理解が異なるまま、文章化され最終計画となる恐れがある。今回のような大きな変更を含む場合、骨子のみで意見を募集するのは姿勢としておかしいと考える。本文案についても公開し、意見を求めることが必要である。	変更計画書は、今後、学識者等で構成される「宮城県沿岸懇談会」に諮りご意見をいただき、その後、関係市町の意見聴取を行い、公表する予定としております。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
90	20	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	1999(平成11年)に、海岸法の一部改正が行われた(公布月日: H11.5.28 施工月日: H12.4.1)。この改正の大きな点は、法目的の改正である。その意図として国土交通省は、webサイトで以下のように説明している。 <これまで海岸は、人々が暮らしていくという面からの整備に重点が置かれてきました。台風や地震による高潮や津波に対する防護がその一例です。この「海岸法」の考え方は昭和31年に制定された「海岸法」の大きな目的でした。この海岸法の制定により、海岸四省庁(農林水産省、水産庁、運輸省、建設省)による海岸管理が始まり、現在にいたっています。 近年、環境保全意識が高まり、海岸利用方法が変化するに従って、海岸整備の方向性が変わってきました。自然環境を守り、自然と共存しながら人々にとって必要な利用環境を実現していくことが重要な課題となってきたのです。そこで平成11年、海岸法の一部改正が行われました。新しい海岸法では、これまでの「防護」という目的に加え、自然環境の保護と回復に焦点をあてた「環境」と、海岸を上手に利用してもらうための管理に焦点をあてた「利用」の2つの目的が追加されました。 このように「防護」「環境」「利用」の三つの方向から海岸を整備し、「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことがわたしたちの海岸法の理念です。> 上記のとおり、海岸法の目的には、防護とともに環境と利用が明記されているにもかかわらず、今回の計画は防護のみに偏った内容になっている。海岸法においては、環境や利用は、防護の際の配慮事項だけのものではない。海岸法の目的である環境と利用についても、どのような環境を保全し、どのような利用を目指すかを示すことが必要である。 今回提示されている表に、配慮を予定している環境についての記載があるが、環境の特性、保全すべき内容、面積や範囲についても、具体的な数値で示されている防潮堤と同様に具体的に数値で示すことが必要である。	海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境・景観・利用へ配慮するとともに、環境の各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進めております。	計画書へ記載しました	計画書(p22,p23,p41)へ以下のとおり記載しました。 3.2.2 環境に関する基本方針 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 3.2.3 利用に関する基本方針 6.1 環境に配慮した復旧工事の推進
91	20	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	また、昨年3月の改正で加わった海岸管理の協議会の設置や、協力団体について何もふれていない。現行計画(平成16年3月)の「第4章 今後の取り組み方針」にも、「(2) 地域住民、NPO等の参画と情報公開」という項目があり、「事業の計画時点や実施段階においても地域住民、NPO等の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していく必要がある。」としている。海岸線の管理は、防潮堤だけではなく、多くの人の協力が必要な多くの課題を含んでいる。砂浜や河口域などの海岸線は、陸上の自然に比べて非常に大きな変動を伴う動的な環境であることが特徴的である。また、それぞれの環境によって多様な利用がみられる。このような海岸の特性を理解したうえで、管理計画を立てることが必要である。	貴重なご意見として承ります。県では、地域やボランティア活動との連携を図るため「スマイルサポーター制度」による体制づくりに努めており、既に海岸部門において14団体に登録をいただいております。また、施設管理についても、日常点検や定期点検等を適切に行ってまいります。	計画書へ記載しました	計画書(p39,p40)へ以下のとおり記載しました。 5.4 適正な海岸管理の推進 5.5 住民の参加による海岸づくり
92	20	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	海岸管理者のみが主導して計画を示すだけではなく、合意形成をどのようにしていくかの案を示し、それに対しても意見をとり入れて方針を決定することこそが、今回の法改正で提示された、行政に期待されている調整能力ではないか。 また、同じく今後の方針の項目で「(3) 今後の調査研究計画の見直し」として、「○環境面や利用面で配慮すべき目標値の検討。 ○地域住民等の海辺へのニーズの把握。 ○藻場、砂浜等の変化の把握、多様な生物および生態系の実態調査等の環境調査、各種文化財や歴史民俗資料資源等の調査・研究の促進。 ○多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善を考慮した海岸保全工法や施設の整備手法の検討。」と記載されている。前回計画の策定後、これらの計画がどのように見直され、今回の計画に反映されているか明記すべきである。	今後も丁寧な説明により住民の皆様との合意形成に努めてまいります。また、各分野に精通している有識者等から指導・助言を受けてモニタリング調査を実施するとともに、環境配慮に努めております。	計画書へ記載しました	計画書(p22,41)へ以下のとおり記載しました。 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 6.1 環境に配慮した復旧工事の推進
93	20	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	県のwebサイトで意見募集がなされてきたが、意見募集にあたって「県民の意見を募集する」とあった。海岸の管理方針によって影響を受けるのは、まずは地元の方々であるのは間違いないが、利用や環境の点、また、公共事業として広く国民の税金が投入される事業として、宮城県民だけではなく、多様な関係者からの意見を聞くことがバリエーションの意味である。広く意見を聞く姿勢を示すことを望む。	関係住民からの意見を聴取するために実施したものでありますが、県民以外の方々からのご意見を拒むものではありませんので、ご理解願います。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
94	20	仙台湾	施設整備計画(案)	海岸法の目的である環境と利用について、どのような環境を保全し、どのような利用を目指すかを示すことが必要である。今回提示されている表に、配慮を予定している環境についての記載があるが、環境の特性、保全すべき内容、面積や範囲について、防潮堤を具体的な数値で示しているのと同じように具体的に数値で示すことが必要である。また、環境と利用は不可分な領域であるので、それらの環境をどのように利用していくかを明記するべきである。	海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境・景観・利用へ配慮するとともに、環境の各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進めております。	計画書へ記載しました	計画書(p22,p23,p41)へ以下のとおり記載しました。 3.2.2 環境に関する基本方針 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 3.2.3 利用に関する基本方針 6.1 環境に配慮した復旧工事の推進
95	20	仙台湾	施設整備計画(案)	本計画は、海岸線の防護だけではなく、津波や高潮による人命・財産や産業を守ることを目的としている。集落の防災を計画する場合には、海岸法による海岸保全計画だけでなく、地域の防災計画との整合性が必要である。その他の防災計画とどのように調整し、総合的な計画のなかで、今回の大幅な計画変更が必要であるかを明記することが必要と考える。砂浜の生態系保全が不可能と考えられる計画も散見されるので、法の目的に沿って、防護と環境と利用を別々に考えず、これらが両立する工法や設置位置を検討するべきである。	防護・環境・利用の方針はそれぞれ相互に関連する事項と考えられており、別々に考えることはありません。防護計画の策定については、海岸管理者のみではなく、関連する他の行政機関等とも調整作成しております。	計画書へ記載しております	計画書(p19)へ以下のとおり記載しております。 砂浜海岸における海洋性レクリエーションおよび名勝松島とリアス式崖海岸の牡鹿半島における観光を主体とした利用に配慮し、海岸域の豊かな自然環境との調和を図りながら、海岸背後における安全性を確保するための整備を推進する。

整理番号	沿岸	区分	意見	回答(県の考え)	計画書への記載有無	計画書の記載ページ及び内容	
96	21	全般	その他	海岸保全基本計画に含まれる土地について多くの私有地が含まれていると思います。地権者との合意は何時頃からのような形で折衝していったのか、地域外に住む私には円満に話が進んでいるという地域が見当たりません。「住民説明会」というものを開催した、との事も聞きますが活発な意見交換ではなくこの計画で行くので了承するように、という一方的なものだったとの話も。この16年策定の保全基本計画、プラス避難道の整備、必要な部分のかさ上げ工事だけでは不十分と考えているのでしょうか。国の方針だからと全てに従うのでは地域住民の意向とかけ離れたものになってしまうのではないかと危惧します。地方版ではないメディアにもいわゆる「防潮堤」の問題はしばしば取り上げられます。当初計画よりはるかに大きな防潮堤が本来の「目指す海岸の姿」であるとは思えません。私の住む千葉県には九十九里浜という長い自然の砂浜がありました。しかしこの50年ほど主に港湾工事が進んだことで天然の砂浜は半分以上がなくなり、三陸のリアスとは地形に違いはあるものの海岸線のほとんどをコンクリートで覆ってしまうのはデメリットが多すぎます。「命と財産を守るため」だとしてもそれはそこに命や財産が存在すれば、の話です。観光地としての魅力は下がります。観光産業全体が衰退するのはないでしょうか？	今後も丁寧な説明により住民の皆様との合意形成に努めてまいりますので、御理解願います。お寄せいただいたご意見については各海岸管理者で共有し、地域にとってより良い海岸づくりのため、今後の海岸行政に活かしてまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
97	21	全般	その他	生物多様性は保てなくなり、同時に藻場や養殖業者にも良い影響はありません。この辺は各方面の専門家(大学の教授や学者など)の意見も多数聞くべきだと思います。国全体が人口減少に向かっている中、その防潮堤の維持管理は可能なのですか？震災前の現状復帰が良いとは思っていません。ただいくつもの砂浜がなくなり、コンクリートで固められた海岸線の続くところに人が住み続けるのでしょうか？若い世代はますます離れていってしまうのでは？特産品のカキやホヤの養殖は？ふのりやマツモの藻場は？基本方針にある「防護対応」には有効であるとは思いますが環境対応や住民、観光の利用対応には疑問です。震災を機に2011年8月にボランティアで宮城県七ヶ浜町に入り、その後は気仙沼大島に毎月行っています。三陸の美しい海と豊かな自然を大切に復興が進むことを希望します。今一度立ち止まって計画の見直しをお願い致します。	海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境・景観・利用へ配慮するとともに、環境の各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進めてまいります。	計画書へ記載しました	計画書(仙台湾沿岸p22.p23.p41)(三陸南沿岸p33~p37)へ以下のとおり記載しました。 (仙台湾沿岸) 3.2.2 環境に関する基本方針 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 3.2.3 利用に関する基本方針 6.1 環境に配慮した復旧工事の推進 (三陸南沿岸) ○ 環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努める。 ○ 工事中における動植物等への配慮事例 4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策
98	22	全般	海岸保全基本計画の変更骨子・施設整備計画(案)	海岸線に巨大なコンクリート防潮堤を作るのではなく、海岸線から離れた内陸に、石垣での防潮堤を作って欲しい。理由:砂浜の保全、海岸沿いに生きている生物の生息場所の保全、景観との調和、山から流れてくる地下水の流れを遮断しない建造物とすることで地下水に含まれる豊富な海に必要な栄養素である鉄分の海への供給をさまげない構造とできること、リアスの風光明媚な景観に馴染む防災設備と景観によって「住みたい」と思える景観を作ることで人口減少に歯止めをかける、建設費の縮小、工事期間の短縮化、50年以上経過した以降の補修費用の大幅な縮小の為。	防潮堤を越える津波が襲来した場合であっても、被害軽減を図るため、「粘り強い構造」とする必要があると御理解願います。なお、海岸保全施設の計画にあたっては、自然環境・景観へ配慮するよう努めてまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
99	22	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	何を根拠として「住民合意を得た」とするかを明確に示してください。理由:何を根拠として「住民合意」とするかが不明確。気仙沼のある地区では、地元の市議会議員と自治会に相当する住民組織である振興会の会長と幹部を合わせた数名だけで勝手に決めて「住民合意」とする事例があることから、住民合意の定義を明確にして欲しい。	地域を対象とした説明会を開催して、計画内容の説明を実施しており、参加者のご意見を総合的に踏まえ進めてまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
100	22	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	断面が台形型で表面をコンクリートにするのではなく、石垣を使ったフォレストベンチ工法により、階段状の防潮堤にして欲しい。理由:断面が台形型で表面をコンクリートの防潮堤は、津波の乗上げが大きくなり、超流した水が背後に留まり、災害危険区域が広がることになる。フォレストベンチ工法により乗上げ難い形状にすることで、このリスクを軽減できる上に、景観にも優れている。	防潮堤の断面形状によって設計津波高が変わるものではありません。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	
101	22	三陸南	海岸保全基本計画の変更骨子	コンクリートを使わない構造として欲しい。理由:コンクリートの寿命はせいぜい50年程度であり、100年程度に一度の津波を防ぐ前に、大規模な補修費用がかかる。補修費用は地元負担である。将来の地元住民に大きな負担をかけることになるが、実際はいわゆる「災害待ち」となる可能性が高い。津波を防ぐ為の設備が津波で壊れるのを待つという、本末転倒の計画になってしまうため。	海岸施設の維持管理については、日常・定期点検、異常気象時や地震時の臨時点検を適切に実施し、被災箇所や老朽化した箇所の早期発見・補修等に努めることとしており、維持管理費の削減と長寿命化を図ってまいります。なお、防潮堤を越える津波が襲来した場合であっても、被害軽減を図るため「粘り強い構造」とする必要があると御理解願います。	計画書へ記載しました	計画書(p45)へ以下のとおり記載しました。 3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
102	23	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	1) 海岸の防護に関する事項 津波、波浪、浸食の3つの防護策を掲げられ、さも立派な字句が並び関心するばかりであるが実際は、どうか甚だ疑問である。私的意見を申し上げる。防護する必要なし。あるがまま、なすがまま、自然の流れに任せるがよい。堤防の高さ、構造の変更についても、蒲生地区は、現状のままでもよい。東日本大震災の遺構としてそのまま残せ。どっちみち、住民のいない災害危険区域に何故そんなに税金の無駄使いをするのか疑問だ。 2) 海岸環境の整備と保全に関する事項 基本方針の保全と回復に並んだ字句はさも立派。しかし、自然再生協議会での少数意見等が無視されがちなのは、何故。又、中高生で考える防潮堤の会が発表した案が完全無視したのは、何故。・・・これから、意見書や要望書等をとるだけではなく、真摯に実行性に組み入れる努力をして欲しいです。将来有望な中高生の夢を砕いた罪は、誰が負うのですか?・・・ここでも私的意見を申し上げますと、生態系、景観、環境、共に、そのまま放っておく、それが本来の自然である。変に人間が手を加える必要なし。古来より人間は、海彦、山彦となり海辺や山懐で暮らした。鳥や魚も自然に集まってくる。動植物の方が人間よりも敏感に本能で環境を選んで生息している。人間が生きていくパラメーターとして、保護観察が必要不可欠かもしれぬ。 3) 海岸の利用に関する事項 快適な海岸利用、誰もが使い易い、安全性の確保、海岸愛護思想の啓発、・・・人間くさくて最高、だけど、今の人間社会は、どうだ。自分のした糞の事など考える人いないだろう。糞は、皆海に流されている。膨大な水と薬品と共にだ。法的に、科学的に処理されています。人間の勝手な理屈だ。動植物の排泄物は有機的に地球形成に役立っている。・・・蒲生で生活したからこそ、言える。この度の体験は、後世に伝承したくても出来ない。	堤防整備にあたっては、環境や景観への配慮について、地元住民、自然保護団体、学識者と意見交換を行い、取り組みを検討することとしています。	計画書へ記載しました	計画書(p22.p40)に以下のとおり記載しました。 3.2.2 環境に関する基本方針 各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。 5.5 住民の参加による海岸づくり 事業に当たってはワークショップの開催など、事業の計画段階から地域住民・NPO等広範な市民に参加してもらい住民と連携した事業の実施を図っていく。
103	23	仙台湾	海岸保全基本計画の変更骨子	4) 海岸保全施設の整備に関する事項 仙台湾近くのサーファーの駐車場で多数の命が救われた、と聞く一方で、蒲生地区では300余の命が失われた。この現実を教訓としてどう生かすか。個人的に終生の課題として探究したいと思っている。行政に余り期待はしない。信じてもない。仙台市で設置した避難タワーを見るが如しである。無駄な税金の浪費はやめてほしい。 以上で締めくくりますが、5年で復興復旧を完了させる事自体無理。自然との闘いは長い目が、必要です。人間の構造物に永久はない。命にも永久はない。されど、海の波は今も打ち寄せてくる。おそらく、地球ある限り波は、打ち寄せるだろう。・・・	最大クラスの津波には、ソフト・ハードを総動員する「多重防壁」の考え方で減災を図る必要があるため、関係機関と連携・調整し、ソフト対策を推進してまいります。	計画書には記載されませんが、頂いたご意見は今後の海岸行政において参考とさせていただきます	